

猿払村公共施設等総合管理計画

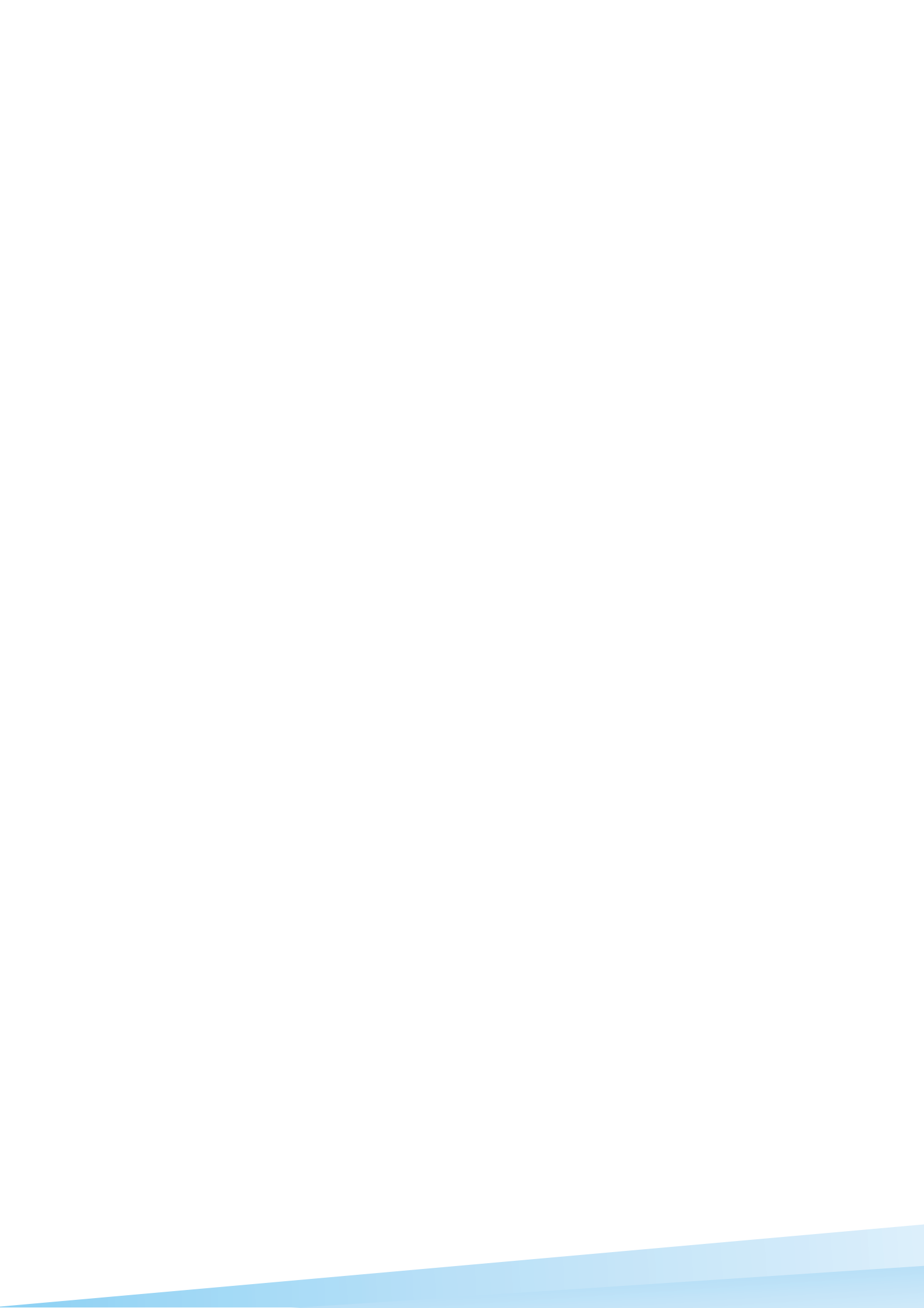
平成 28 年 12 月

猿払村



目次

1. 計画の策定にあたって	
1.1 計画策定の目的	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 対象とする施設、インフラ資産	2
1.4 計画期間	2
2. 公共施設等の現状と課題	
(1) 公共施設	3
(2) 道路・橋梁	6
(3) 上水道・下水道	8
3. 本村の現状と課題	
3.1 人口の推移と将来推計	10
3.2 財政の現状分析	13
4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト	
4.1 更新費用の算出方法	16
4.2 将来コストの推計	19
(1) 公共施設	19
(2) 道路・橋梁	20
(3) 上水道・下水道	22
4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト	24
5. 適正管理に関する基本的な考え方	
5.1 公共施設等の適正管理のための3つの柱	27
(1) 施設保有量の適正化	27
(2) 管理運営の効率化	29
(3) 安全性の確保と長寿命化	30
5.2 総量の削減目標	31
5.3 計画の推進体制	31
6. おわりに	
6.1 おわりに	33



1. 計画の策定にあたって

1.1 計画策定の目的

猿払村は、北海道の最北部である宗谷総合振興局管内のほぼ中央に位置する、「日本最北の村」です。総面積は 590 km²と、道内でも最も広い面積を有する村となっています。総面積の約 8 割は山林、または原野であり、手つかずの自然が多く残っています。本村はホタテ漁をはじめとする漁業や酪農など、第 1 次産業が主要な産業となっています。村の北側は稚内市に接しており、稚内空港へは 1 時間程度でアクセスすることができます。オホーツク海沿いには国道 238 号線が通り、これを起点として道道、村道が整備されてきました。

猿払村まちづくり基本計画(第 6 次猿払村総合計画)の計画期間である、平成 23(2011)年から平成 27(2015)年には、道の駅さるふつ公園内に「さるふつ憩いの湯」や「さるふつまると館」を設置するなど、観光機能の強化が図られています。また、平成 27(2015)年に更新された「漁船上架施設」は、主要産業である漁業の振興に寄与しています。また、同年には「猿払村移住体験住宅」が建設され、村外からの移住者に対する移住体験を提供しています。更に、平成 29(2017)年 10 月には、小規模多機能型居宅介護施設・地域交流施設が開設される予定となっています。

しかし、公共施設のうち 40.1%が既に建築・整備後 30 年を経過しており、老朽化が着実に進行しています。通常利用されている公共施設だけでなく、インフラ資産についても、定期的な更新は必要です。公共施設及び道路・橋梁、上下水道など、生活に必須となるインフラ資産を含めた公共施設等(以下「公共施設等」)は大規模改修(耐震改修)や建て替えを定期的実施しなければ、安心して利用することができなくなる可能性があります。災害時に避難所として指定されている施設は、定期的な点検を実施し、非常時においても安心して利用できるような施設にしなくてはなりません。

一方で人口減少の進行により、将来的な税収の減少が予測されています。地方交付税の措置も今後は厳しくなると考えられることから、すべての施設を維持・更新していくことは非常に困難と言えます。また、人口減少は施設利用者の減少を招きます。施設を利用した活気ある地域づくり、村民主体の活動を支援することが徐々に困難になっていくことが予想されます。

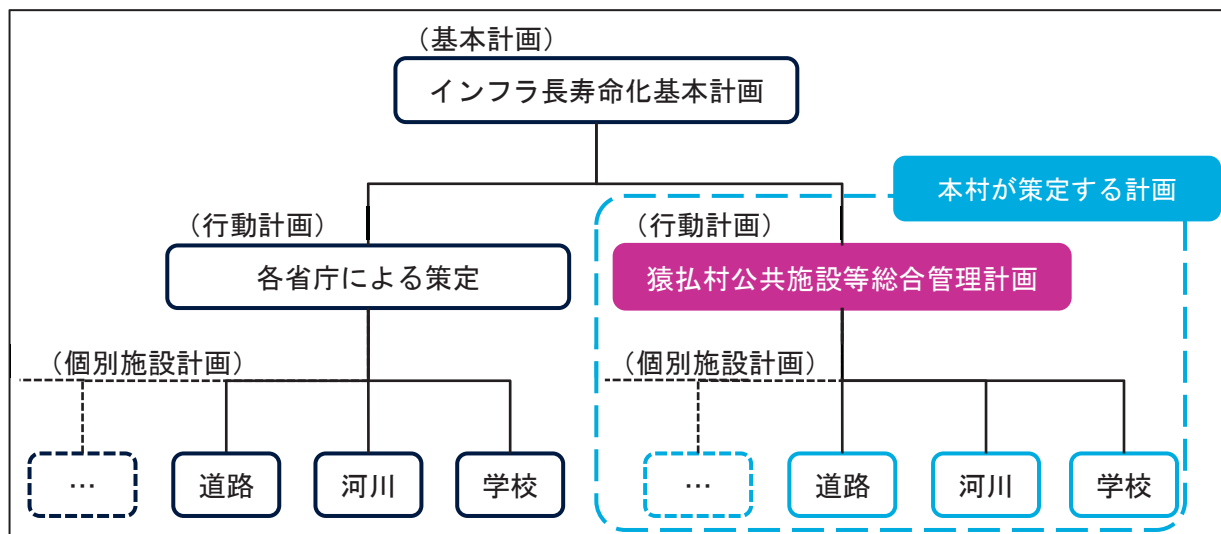
このような課題は、本村に限らず他の自治体においてもみられています。国においては、インフラ長寿命化計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる安全性・機能を今後も確保していくための支援を実施するとしています。

本村における公共施設等の全体を把握し、長期的な視点に基づいて更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担の軽減・平準化を目指すとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指し、「猿払村公共施設等総合管理計画」を策定します。

1.2 計画の位置づけ

国においては、急速に進行するインフラの老朽化対策として、平成 25（2013）年 11 月にインフラ長寿命化基本計画を策定しています。これを受けて、平成 26（2014）年 4 月の総務大臣通知では、地方公共団体に対し、速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しています。こうした国の動向を踏まえ、本村における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけることとします。

図表 1 インフラ長寿命化計画の体系イメージ



1.3 対象とする施設、インフラ資産

本村には、小中学校をはじめとする学校教育施設や生活改善センターなどの文化施設、公営住宅やスポーツ施設、病院など、村民に広く利用されている公共施設が多くあります。その他村民が快適な生活を送るためのインフラとして、道路や橋梁、上下水道が整備されています。

本計画では、村が所有する建物に加え、道路、橋梁、上下水道などの公共インフラすべてを対象とすることを原則とします。ただし、村営球場など一部の施設は建物としての要件を満たさないため、将来コスト推計より除外しています。

1.4 計画期間

本計画は中長期的な視点が不可欠であることから、計画期間は平成 29（2017）年度から平成 38 年（2026）年度までの 10 年間とし、平成 39 年（2027）年度から平成 48（2036）年度までの 10 年を構想期間とします。ただし、本計画は状況に応じて随時見直しを行うこととします。

2. 公共施設等の現状と課題

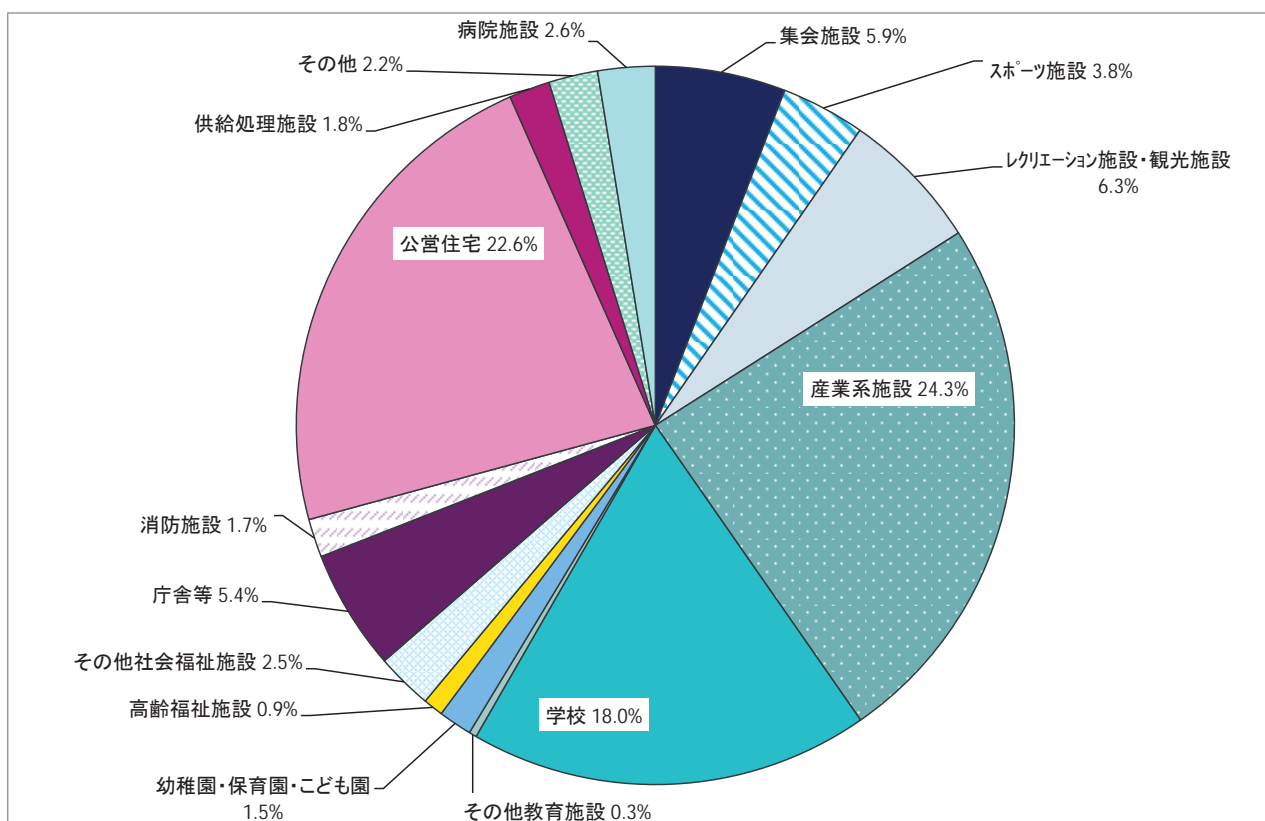
(1) 公共施設

平成 27 (2015) 年度末において、本村が所有する公共施設の総延床面積は 109,865.33 m² となっていますⁱ。村民一人あたりⁱⁱでの延床面積は 40.95 m² と計算され、全国平均の 3.22 m² と比べると約 12.7 倍となっていますⁱⁱⁱ。人口 1 万人未満の自治体に限ってみても、一人あたりの延床面積の平均は 10.61 m² であることから、全国的にみても本村は施設の整備量が非常に多いことがわかります。

また、旧耐震基準下において整備された公共施設の延床面積は 28,963.54 m² で、本村が抱える公共施設の 26.4% を占めています^{iv}。これらの施設は耐震診断が必要となっており、耐震基準を満たさない建物については、耐震化工事が必要となります。

建築用途別では、「産業系施設」が 24.3% で最も多く、次いで「公営住宅」が 22.6%、「学校」が 18.0% と上位 3 つの施設の中でも、特に「産業系施設」と「公営住宅」が非常に大きな割合を占めていることがわかります。

図表 2 建物面積の内訳 (公共施設)



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

ⁱ 上水道施設(1,698.83 m²)、下水道施設(1,425.78 m²)を除く。また、2016 年度以降に整備される施設は含まない。

ⁱⁱ 平成 27 年国勢調査速報値(2,683 人)による。

ⁱⁱⁱ 総務省自治財政局財務調整課『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』より参照。

^{iv} 上下水道施設は除く。

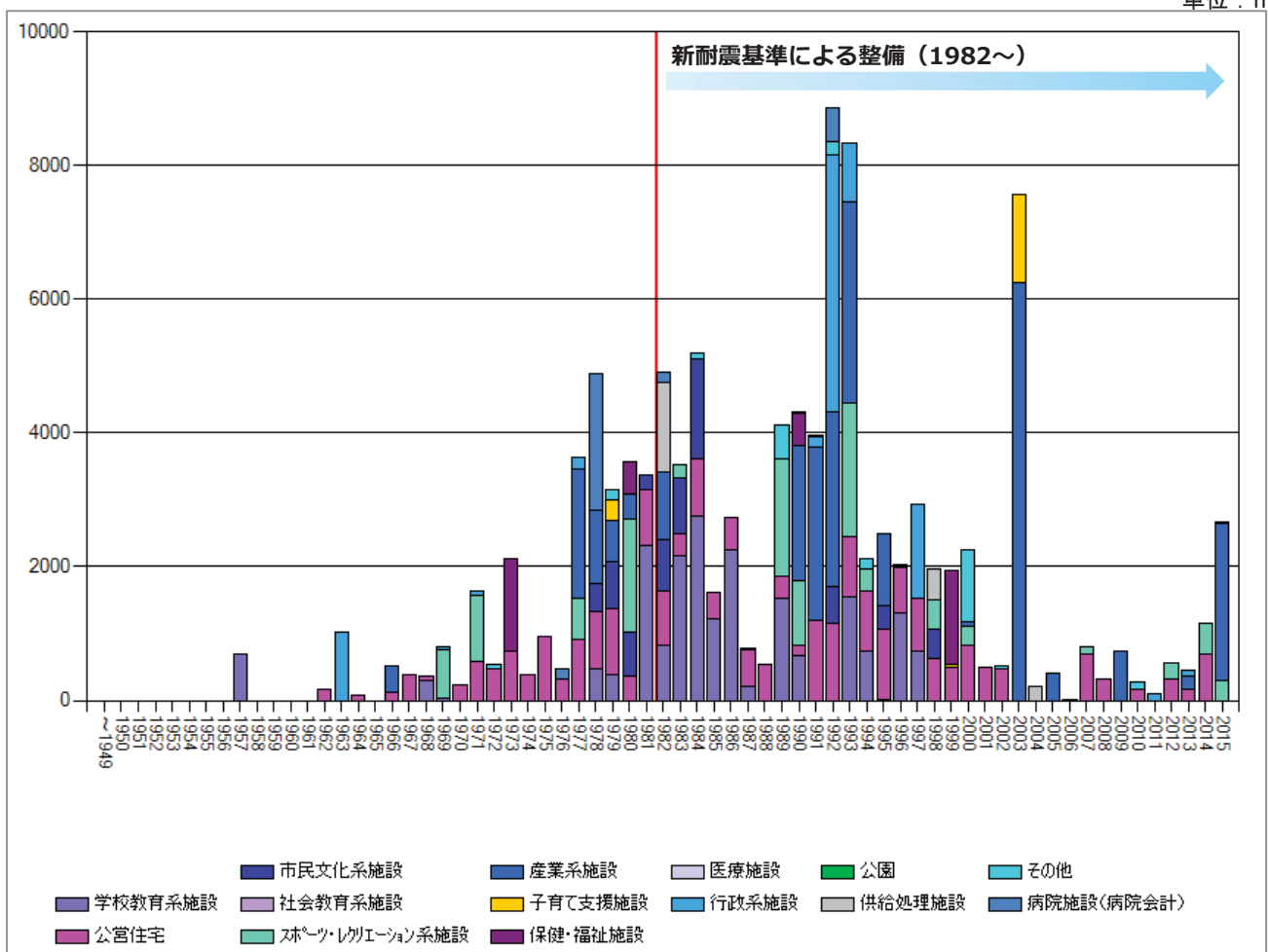
平成 27 (2015) 年度までに建設された公共施設の整備延床面積を年度別にみると、2つの大きなピークがあることがわかります。1つは、昭和 52 (1977) 年度から昭和 59 (1984) 年度にかけて、「学校教育系施設」や「公営住宅」などの整備が行われた時期であり、「浜鬼志別小学校」や「鬼志別小学校」などが建てられています。また、「猿払村営牧場」や「スポーツセンター」などもこの時期に建設されています。この時期に建設された施設の中には耐震基準が変更される前のものがあるため、今後施設の存続も含め、大規模改修や建て替え、除却を早急に検討していく必要があります。

もう1つは、平成元 (1989) 年度から平成 5 (1993) 年度にかけての時期であり、「道の駅さるふつ公園」などの「産業系施設」に加え、「バスターミナル」、現在の「猿払村役場」などの「行政系施設」の建設が行われています。また、平成 15 (2003) 年には「猿払村堆肥センター」と「鬼志別保育所」が完成しており、大規模建物の建築が行われています。

村内施設の延床面積のうち、22.6%を占める「公営住宅」は、どの年も大規模な整備がなされていないことから、一時期にまとめて整備されたのではなく、必要に応じて徐々に整備されていったことがわかります。

図表 3 年度別にみた公共施設の整備延床面積の推移

単位：㎡



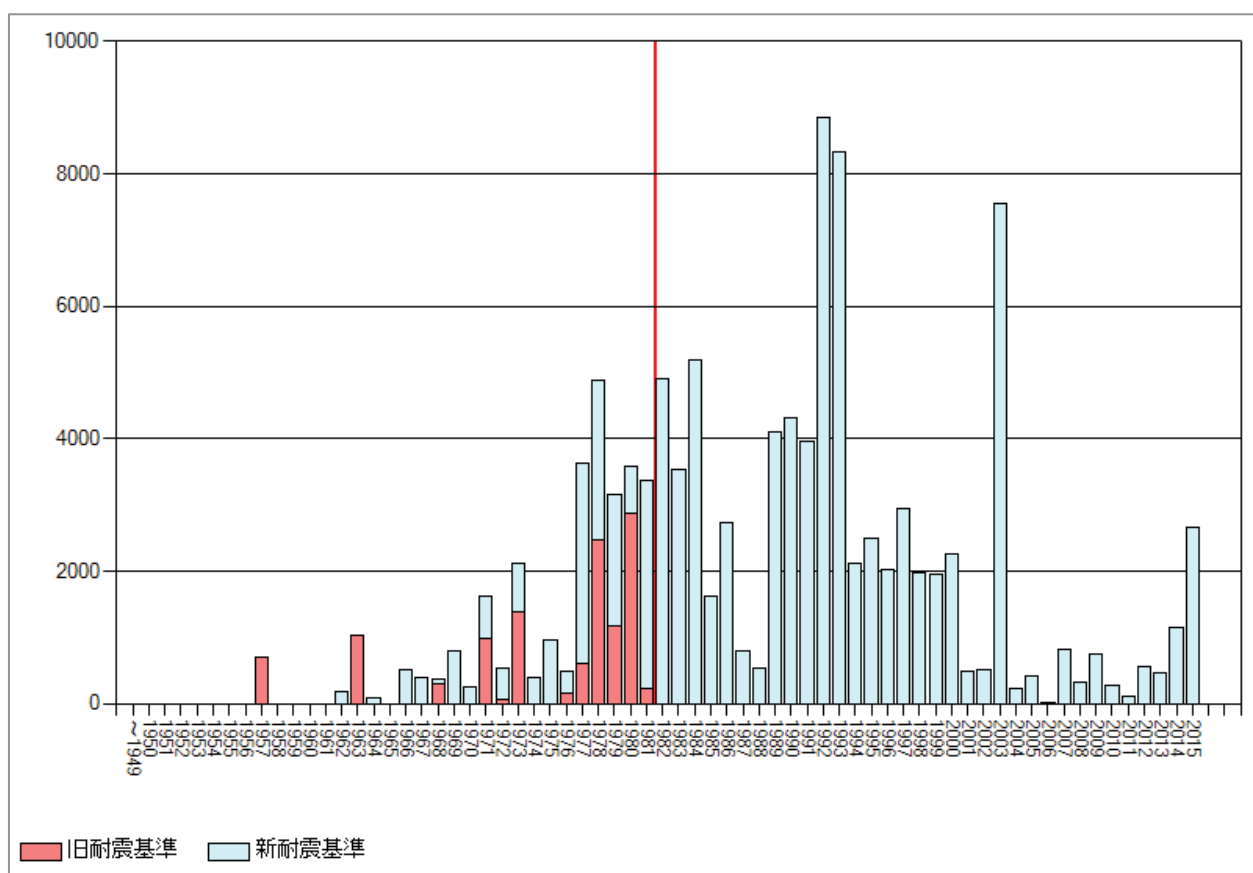
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

本村の公共施設の耐震化の状況については、図表4のとおりとなっています。昭和56（1981）年6月の建築基準法施行令改正により、新耐震基準が定められたことから、昭和57（1982）年以降に建てられた建物については、新耐震基準により建築されたものとして表示しています。なお、耐震診断及び耐震化工事の必要性を検討すべき建物は、本推計には計上されていません。

これによると、本村が保有する公共施設のうち平成27（2015）年度までに建設されたものについては、旧耐震基準に基づいて建築されたものが、全体の26.4%を占めており、そのうち耐震性能を満たさないと想定されるものは10.9%に及んでいます。旧耐震基準下において建てられた施設の耐震診断と耐震化工事、または除却、あるいは建て替えが必要となっています。また、新耐震基準に基づいて建てられた施設についても、施設の老朽化、損傷の度合いが異なるため、各施設の状況、状態に応じた対応が求められています。

図表4 耐震化の状況

単位：㎡



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

(2) 道路・橋梁

平成 27 (2015) 年度末時点で、本村が所有する村道は 187 路線あり、その総延長^vは 241,846.9m、改良率は 62.4%、舗装率は 46.9%となっています。また、本村が所有する橋梁は 45 橋、その道路部面積は 8,988.9 m²となっています。橋梁改良率は 100%であり、すぐに対応が必要となる橋梁はありません。

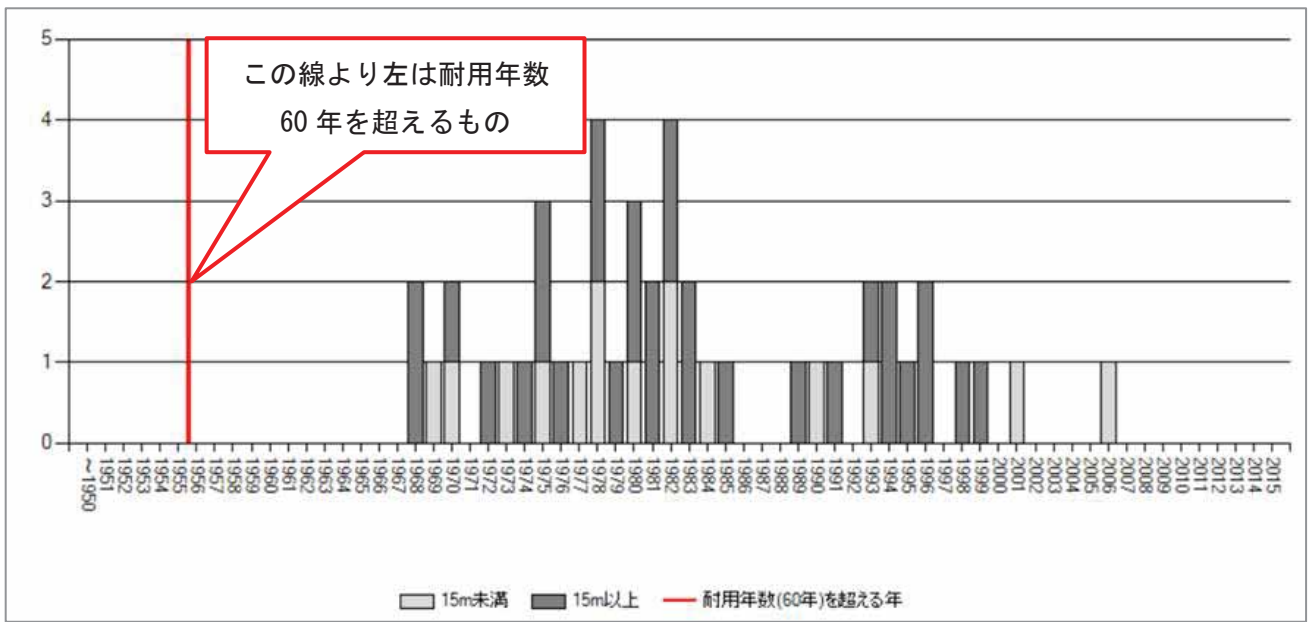
橋梁の年度別整備数をみると、本村では定期的に 15m以上のものが多く整備されてきたことがわかります。耐用年数を超える橋梁はなく、今後 10 年程度は問題なく利用できると予想されますが、橋梁の状態や利用状況に合わせて計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。

構造別、年度別に整備されてきた橋梁の面積をみると、本村で整備してきた橋梁は、そのほとんどが鋼橋となっています。

^v 村内にある国道、主要地方道及び一般道道は除く。また、村道には農道及び自転車道を含まない。

図表5 年度別にみた橋梁の整備数

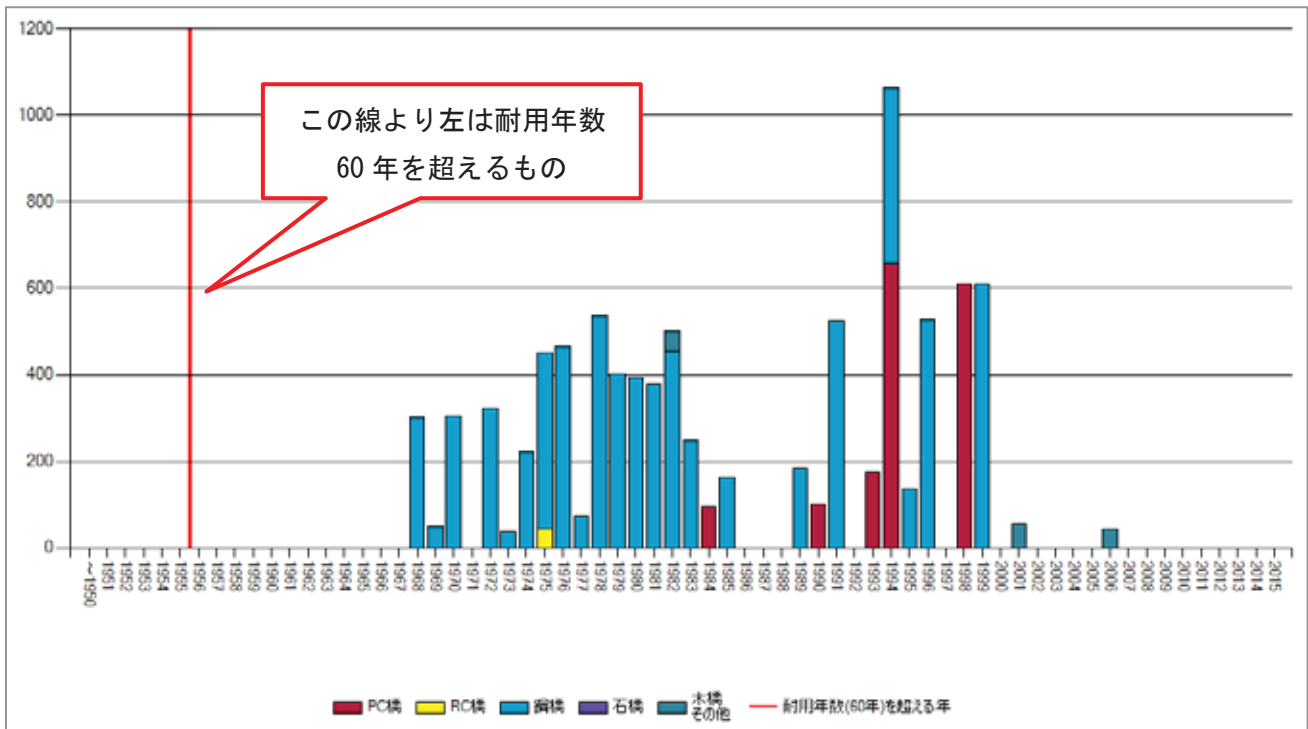
単位：本



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表6 構造別、年度別にみた橋梁の整備面積

単位：m²



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

(3) 上水道・下水道

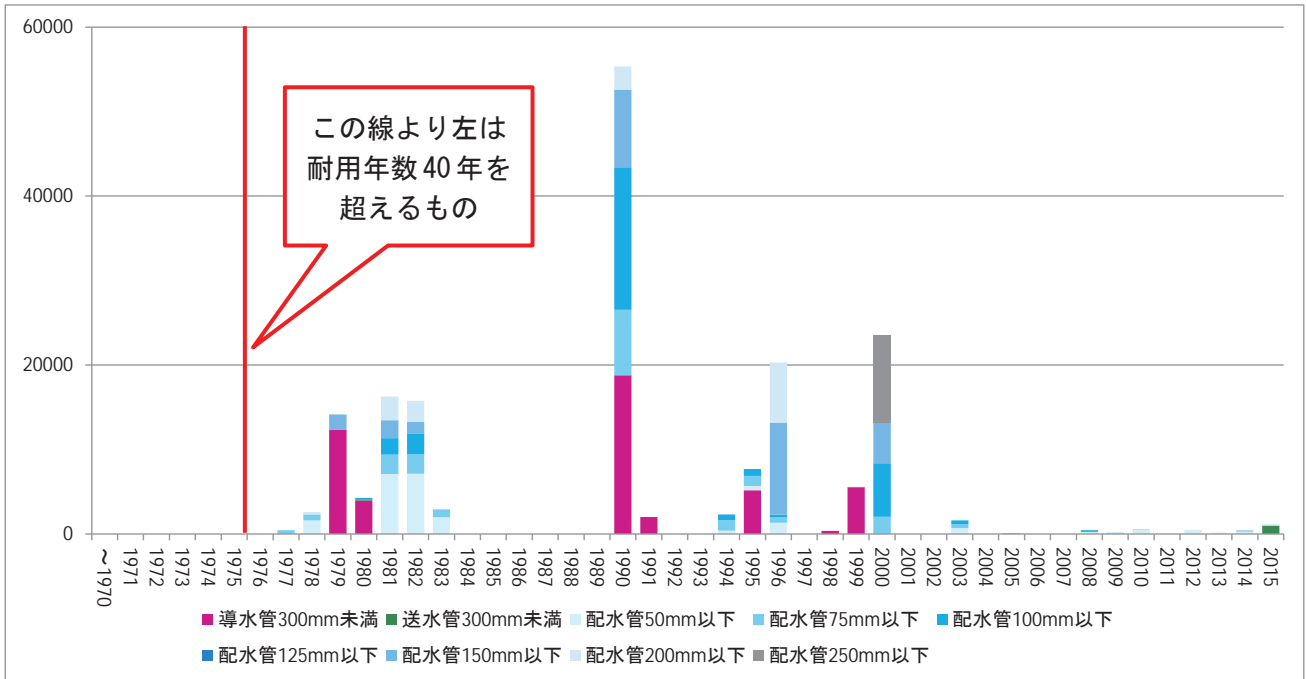
平成 27 (2015) 年度末時点で、本村が所有する上水道の総延長は 179,394.00m であり、普及率は 100% となっています。本村では終戦直後より、順次上水道の整備が行われ、昭和 52 (1977) 年以降は老朽管路の敷設替えを行っています。平成元 (1989) 年から平成 8 (1996) 年にかけては、国主導による整備が行われていました。

上水道管の耐用年数は 40 年とされていることから、まもなく上水道管の更新を検討していく必要があります。また、耐震管の採用は平成 10 年から行っていますが、耐震管の整備は全体の 10% にとどまっており、非常時にも安心して利用できるよう、順次耐震管への交換を進めていく必要があります。

また、平成 27 (2015) 年度末時点で、本村が所有する下水道の総延長は 22,176.00m であり、普及率は 93.6% となっています。本村では、下水道の整備は昭和 60 (1985) 年度以降に行われており、すべての管渠は管径 250mm 以下の小さなものとなっています。本村の下水道管に関しては、近年になって整備されたものであるため、早急に更新すべきものはありませんが、老朽化は進行していくため、計画的な更新と除却が必要になります。

図表7 年度別にみた上水道の整備延長

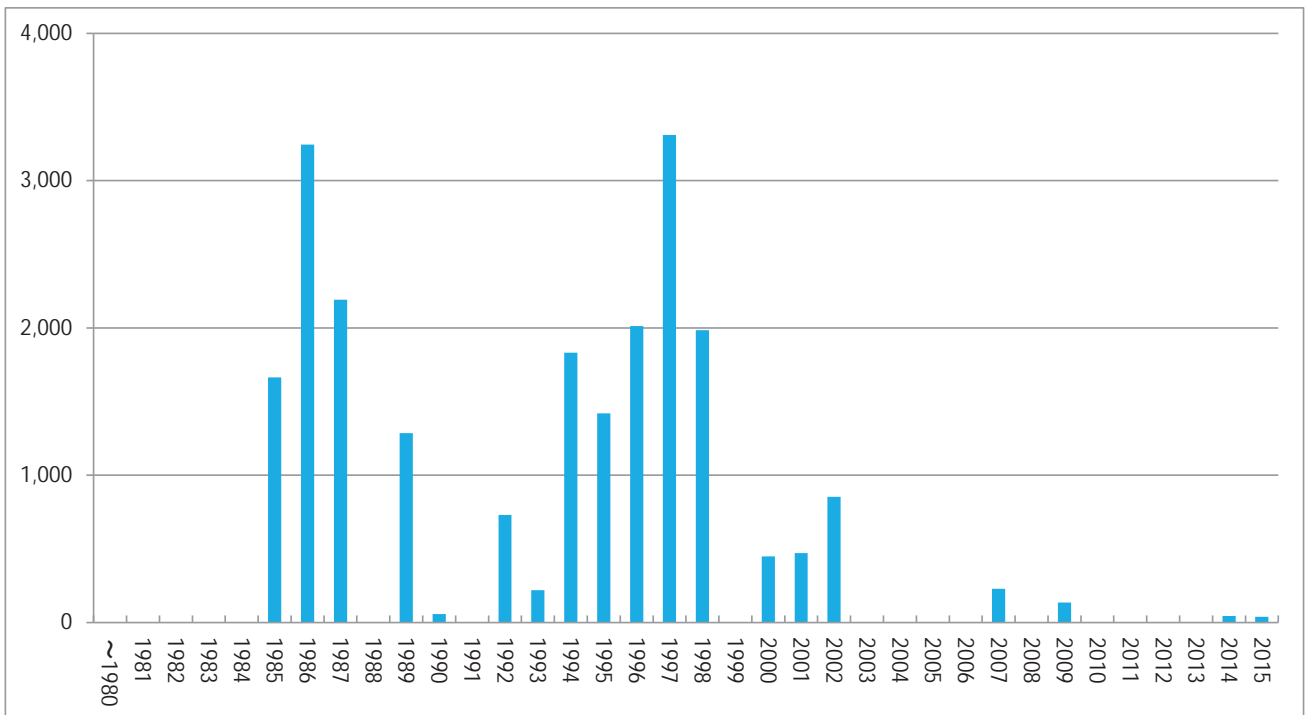
単位：m



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表8 年度別にみた下水道の整備延長

単位：m



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

3. 本村の現状と課題

3.1 人口の推移と将来推計

本村の人口について、昭和 55（1980）年から平成 72（2060）年までの推移と推計をみると、昭和 60（1985）年以降は減少局面にあることがわかります。減少傾向は今後も継続すると見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計に準拠した推計（平成 27（2015）年以降）では、平成 72（2060）年に 1,807 人まで減少するとされています。

年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、少子高齢化の進展に伴い、昭和 55（1980）年以降は減少傾向が続いています。今後も生産年齢人口は減少するものと予測され、昭和 55（1980）年の 2,304 人から、平成 72（2060）年には約 58.2%減の 962 人にまで減少することが予測されています。

一方、老年人口についてみると、昭和 55（1980）年以降、平成 42（2030）年までは増加が継続するものと見込まれています。それ以降は減少傾向で推移し、平成 72（2060）年には老年人口が 595 人と推計されています。高齢化率でみると、昭和 55（1980）年には 9.9%となっていました。平成 67（2055）年には 35.4%と予測されており、老年人口 1 人を生産年齢人口約 1.43 人で支える計算となっています。社会保障費の増大は今後も継続し、現役世代の負担は更に大きくなるものと考えられます。

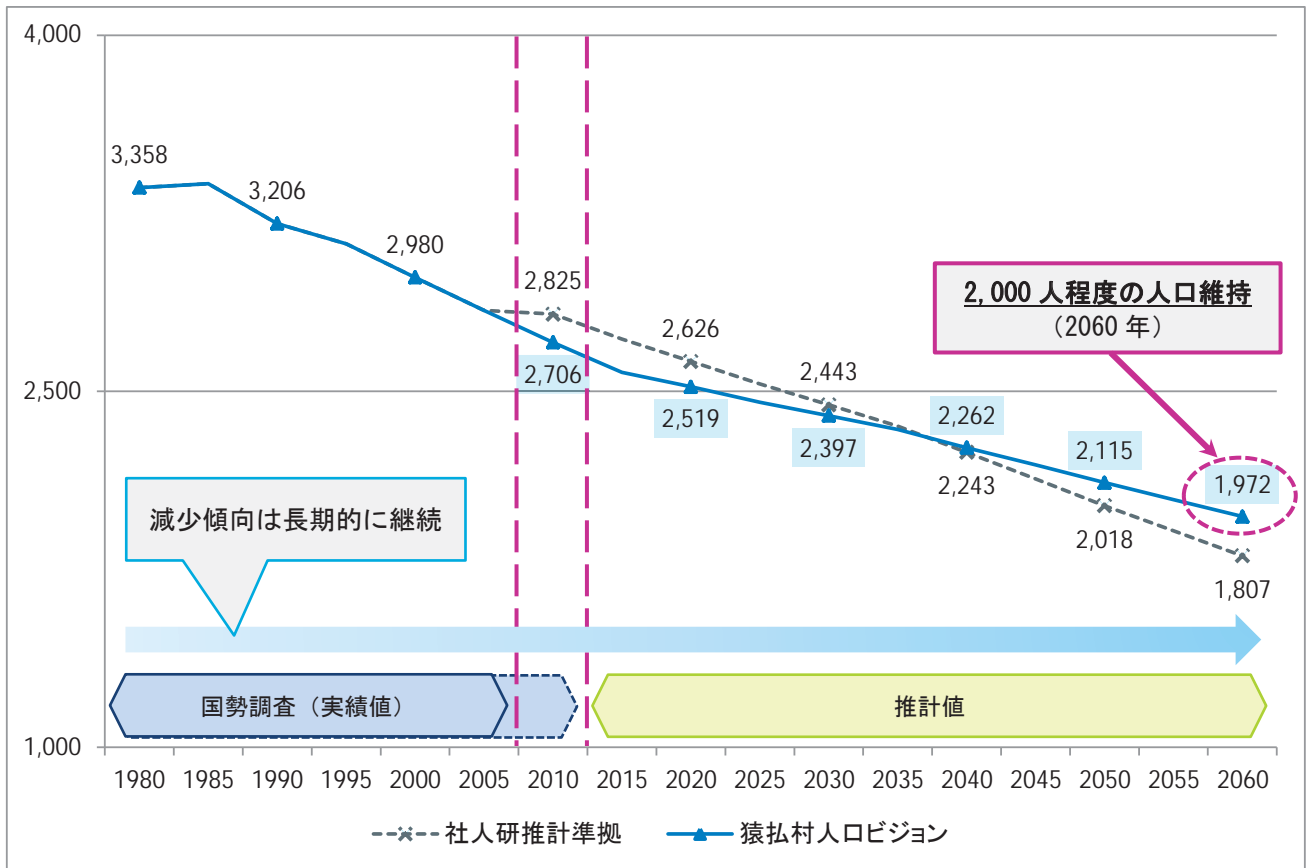
平成 27（2015）年度に本村で人口減少対策に向けて策定した「猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、平成 72（2060）年の目標人口として、約 1,972 人を掲げています。「猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進し、本村の人口減少対策が 100%の効果を発揮したとしても、減少傾向は長期的に継続することが見込まれており、現在の人口を維持することは非常に難しいといえます。

人口減少は、経済規模の縮小にもつながるため、本村の産業の衰退を招きます。これにより、事業者からの税収も低下することとなります。

これらのことから、将来の本村を担う世代に可能な限り負担をかけないための公共施設、インフラ資産の管理を計画的に行っていく必要性が非常に大きくなっています。

図表9 本村の人口推移と将来推計

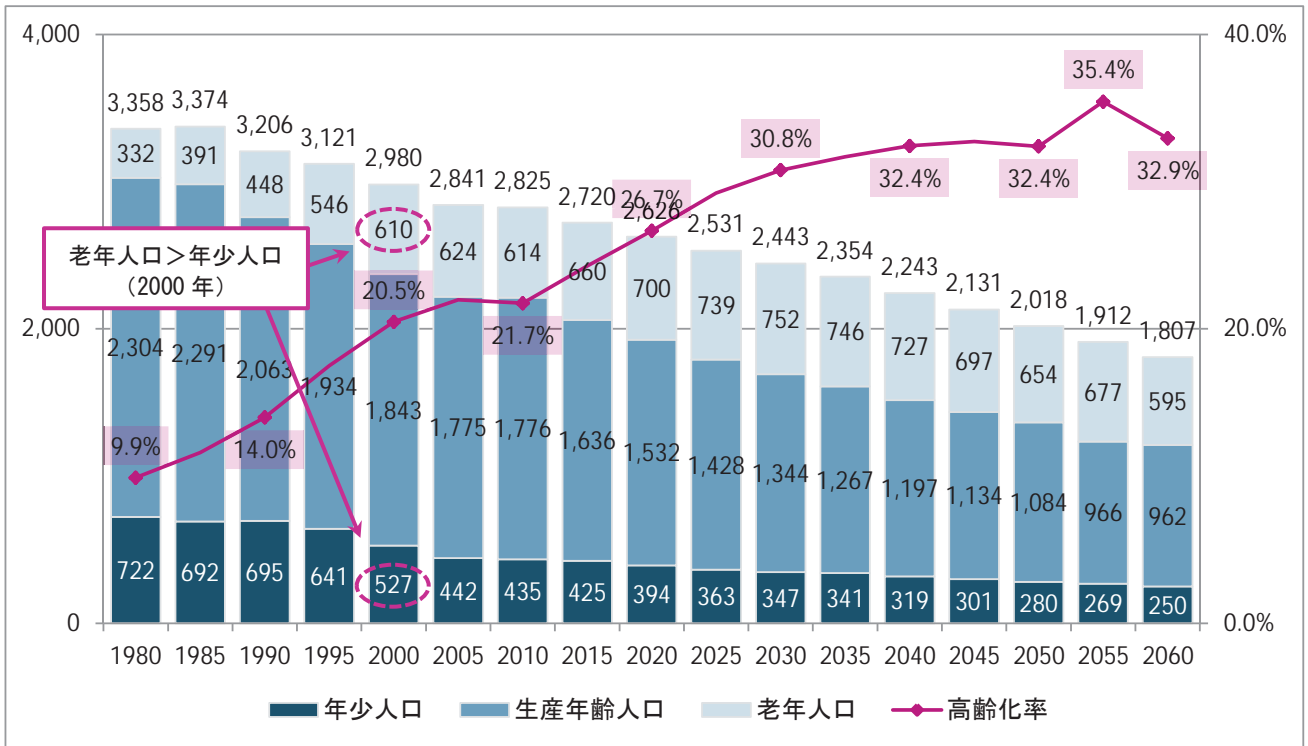
単位：人



資料：国勢調査、猿払村人口ビジョンより作成
 ※2010年の値は社人研推計準拠のみ国勢調査による。

図表 10 本村の年齢3区分別人口と高齢化率の推移と将来推計（社人研推計準拠）

単位：人

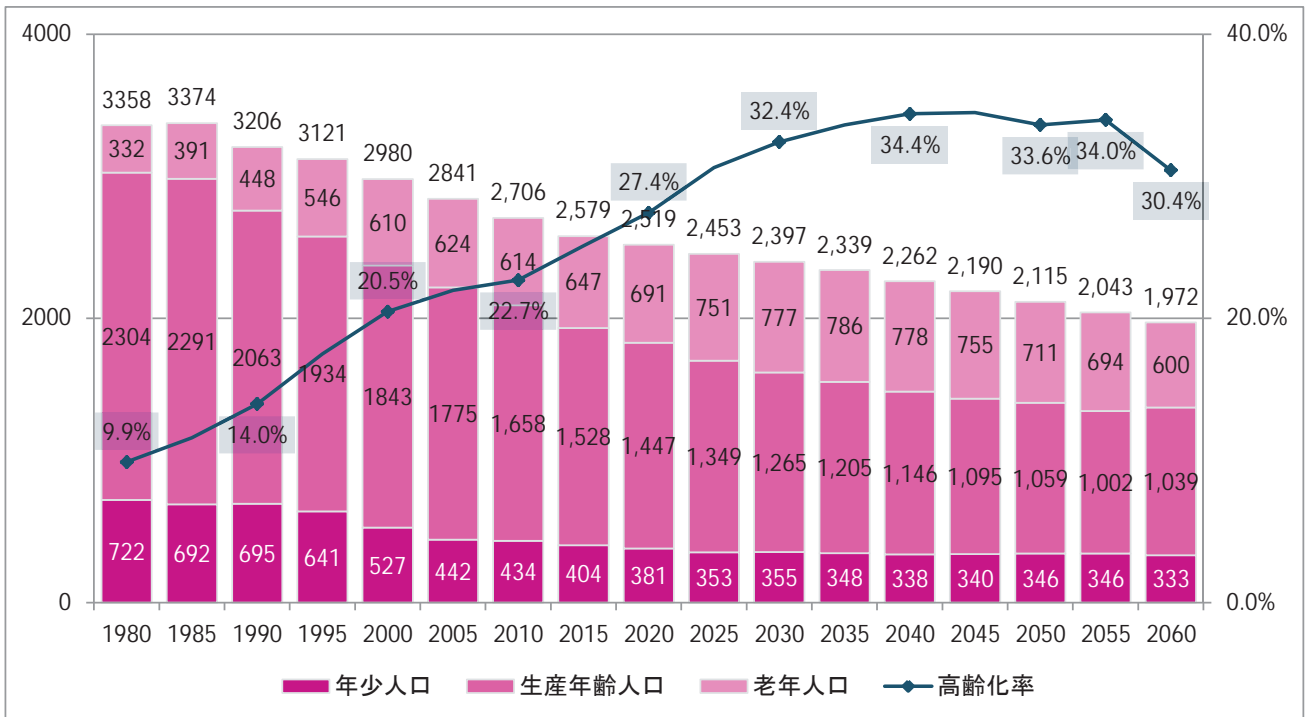


資料：国勢調査、猿払村人口ビジョンより作成

※端数処理により、年齢3区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

図表 11 本村の年齢3区分別人口と高齢化率の推移と将来推計（猿払村人口ビジョン）

単位：人



資料：国勢調査、猿払村人口ビジョンより作成

※端数処理により、年齢3区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

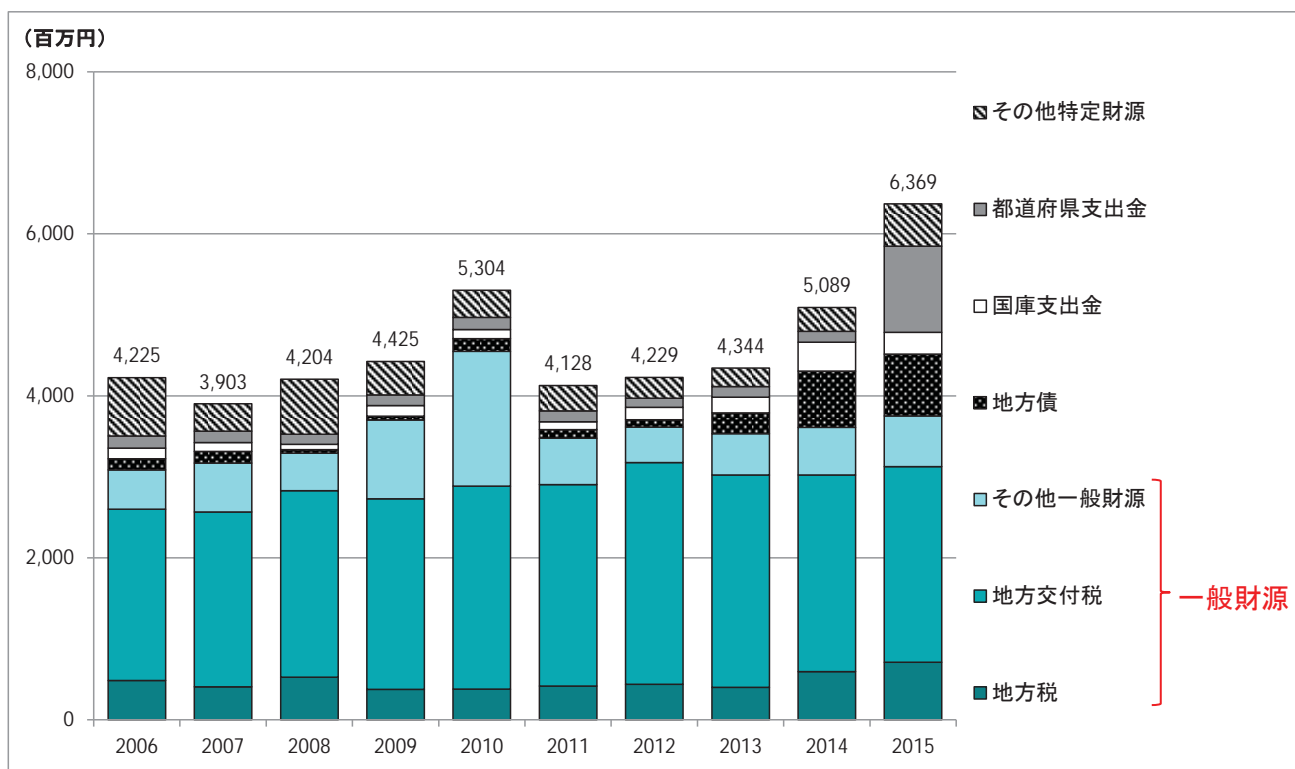
3.2 財政の現状分析

過去 10 年間の本村の歳入決算額の推移は以下のとおりです。

平成 18 (2006) 年度以降は 4,000 百万円前後で推移しています。平成 22 (2010) 年
 その他一般財源による歳入が増加しています。その後は 4,000 百万円超で推移していま
 すが、平成 26 (2014) 年度以降は急激に増加し、平成 27 (2015) 年度は 6,369 百万円
 まで増加しています。

本村の歳入のうち、財源の用途が特定されず、どのような経費にも利用することがで
 きる一般財源（地方税、地方交付税、その他一般財源の合計）の推移をみると、ほぼ横
 ばいで推移していますが、地方交付税等の依存財源の影響が大きいため、今後も引き続
 き財源確保に努める必要があります。長期的には、先述の「3. 本村の現状と課題 (3.1
 人口の推移と将来推計)」で示したように、人口が更に減少していく見込みとなってい
 ることから、今後は一般財源の減少可能性も視野に入れる必要があります。

図表 12 本村の歳入決算額の推移（普通会計決算）



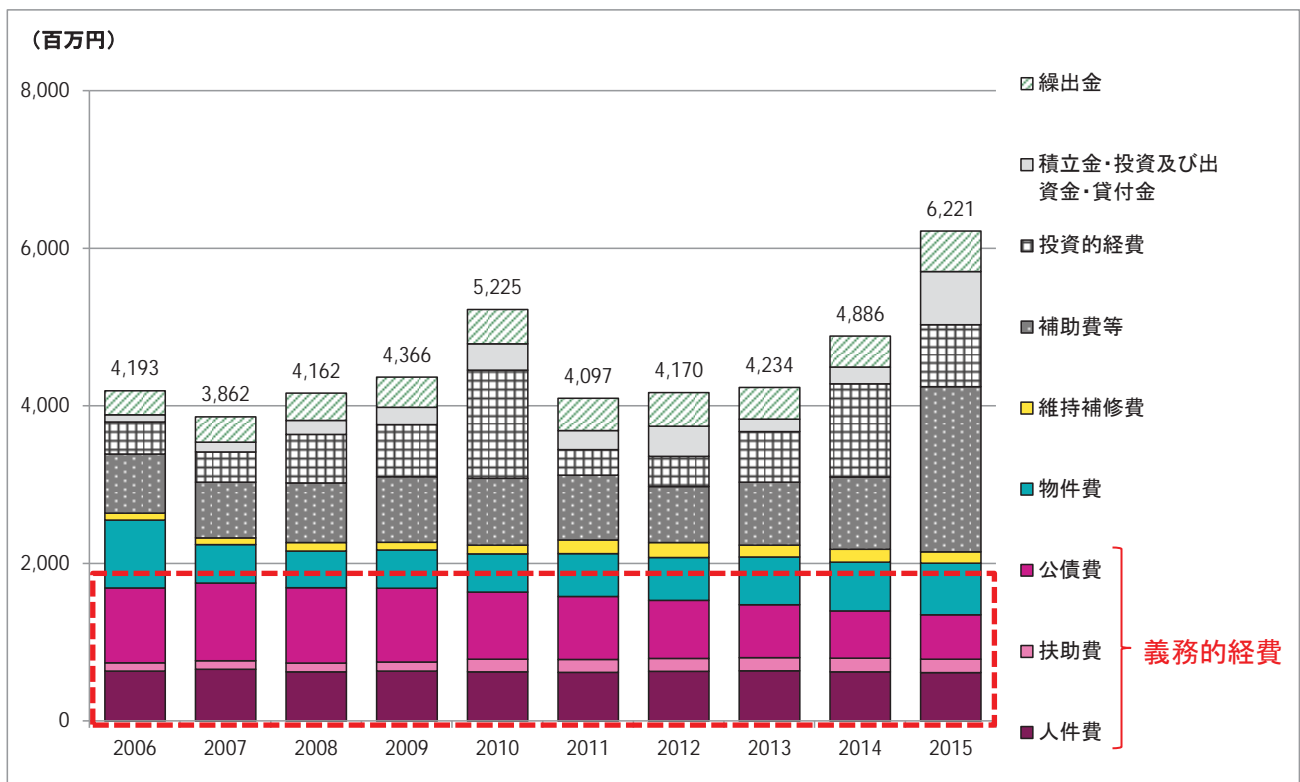
資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

本村の歳出をみると、人件費や公債費は、「第2次行財政健全化計画」による行財政改革の効果により、減少傾向にあります。一方で扶助費は増加傾向にあります。これは、高齢者の増加や、児童福祉費の増大、福祉に関する新たな制度が国によって整備されたことが大きな要因となっています。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費（支出することが制度的に義務付けられており、簡単に削減することができない支出）についてみると、この10年間では低下傾向がみられていますが、今後も更に老年人口が増加することが見込まれ、扶助費が増加していくことが予想されることから、今以上の義務的経費の軽減は非常に難しいものと考えられます。

義務的経費が増加すると、村独自の施策に使うことができる予算が少なくなります。維持補修費は義務的経費を除いた歳出（裁量的経費）から支出されているため、少子高齢化と人口減少が進行すると、公共施設や道路等のインフラ資産の改修が進まず老朽化し、安全に利用することができなくなる恐れがあります。

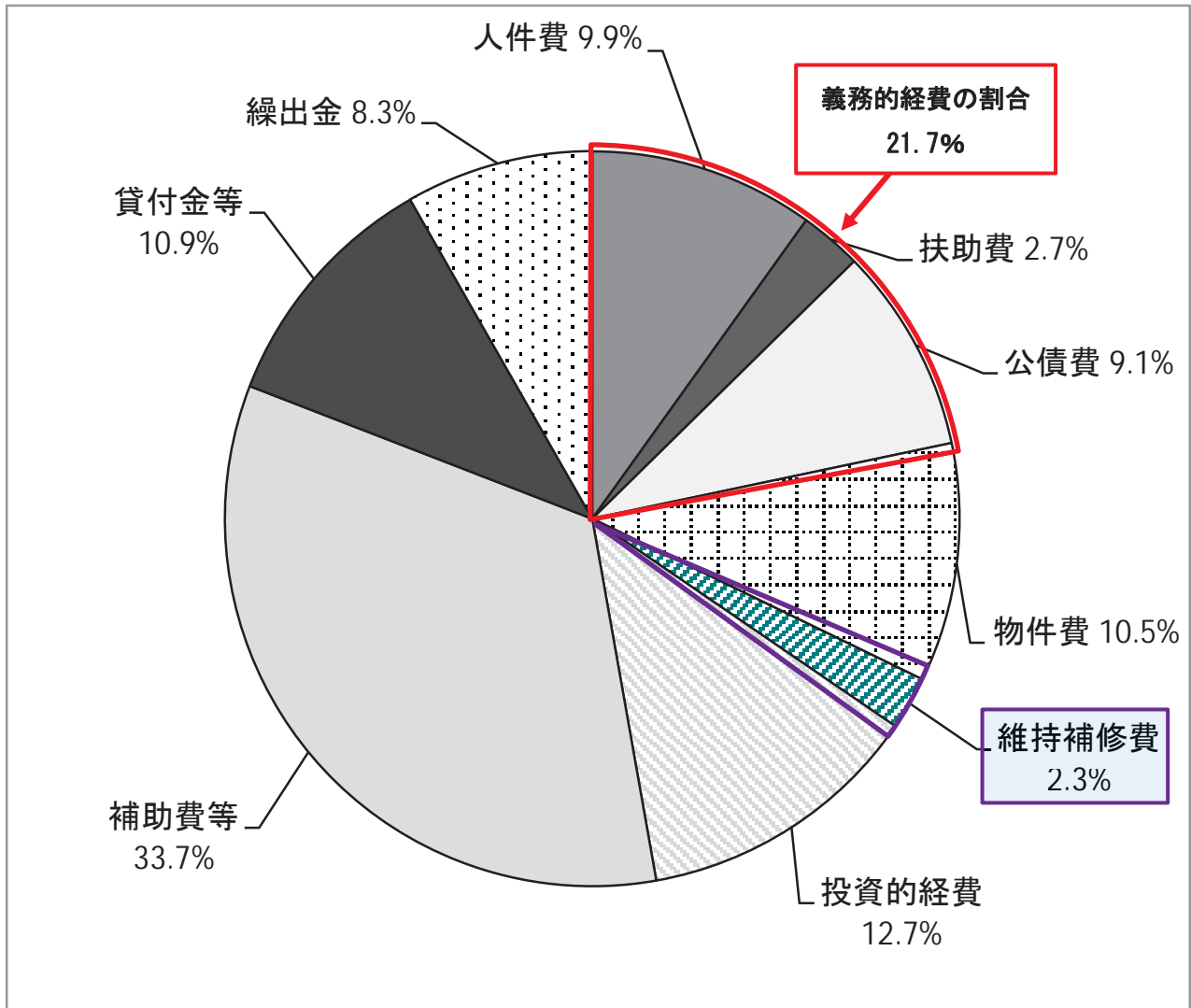
図表 13 本村の歳出決算額の推移（普通会計決算）



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

平成 27 (2015) 年度における歳出決算額の性質別内訳については以下のとおりです。人件費と扶助費、公債費を合わせた義務的経費は 21.7% となっています。一方で維持補修費は 2.3% にとどまっており、今後見込まれる扶助費の上昇によって維持補修費が更に圧迫される可能性があります。

図表 14 平成 27 (2015) 年度における歳出決算額の性質別内訳 (普通会計決算)



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

4. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト

4.1 更新費用の算出方法

ここでは、本村が保有する公共施設とインフラ資産にかかる更新費用を試算します。本試算を行うにあたっては、平成 24（2012）年度に財団法人地域総合整備財団が提供したアプリケーションソフトを利用しています。また、更新や大規模改修の単価は全国の平均的な値であり、実際にかかる費用を示すものではありません。

〈公共施設・インフラ資産の修繕・更新等にかかる更新費用の算出〉

公共施設に関する試算では、試算ソフトに準じ、施設の大分類ごとに、建て替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。耐用年数は、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 60 年を採用し、建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね 15 年であることから、2 回目の改修である建築後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 30 年で建て替えるものと仮定します。更新単価については、以下のとおりです。ただし、野球場や埋立処分場など建物としての要件を満たさないものは推計より除外されています。

	更新（建て替え）	大規模改修
文化系、社会教育系、行政系等施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

道路の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

	耐用年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	15 年	2,700 円/㎡

橋梁の試算については、試算ソフトの算出方法に準じ、下表のように耐用年数と更新単価を設定します。

	耐用年数	更新単価
P C 橋	60 年	425 千円/㎡
R C 橋		425 千円/㎡
鋼橋		500 千円/㎡
石橋		425 千円/㎡
木橋		425 千円/㎡

上水道の試算については、整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。また、上水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、下表のとおりです。

	管径	耐用年数	単価
導水管・送水管	300mm 以下	40 年	100 千円/m
	300~500mm 未満		114 千円/m
	500~1000mm 未満		161 千円/m
	1000~1500mm 未満		345 千円/m
	1500~2000mm 未満		742 千円/m
	2000mm 以上		923 千円/m
配水管	50mm 以下	40 年	97 千円/m
	75mm 以下		
	100mm 以下		
	125mm 以下		
	150mm 以下		
	200mm 以下		
	250mm 以下		103 千円/m
	300mm 以下		106 千円/m
	350mm 以下		111 千円/m
	400mm 以下		116 千円/m
	450mm 以下		121 千円/m
	500mm 以下		128 千円/m
	550mm 以下		
	600mm 以下		

下水道の試算については、年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。また、下水処理施設の建物部分及びプラント部分については、公共施設の更新年数と同じ年数で更新すると仮定します。

管径別の更新単価については、以下のとおりです。

	耐用年数	更新単価
250mm 以下	50 年	61 千円/m
251mm～500mm 以下		116 千円/m
501mm～1000mm 以下		295 千円/m
1001mm～2000mm 以下		749 千円/m
2001mm～3000mm 以下		1,680 千円/m
3001mm 以上		2,347 千円/m

4.2 将来コストの推計

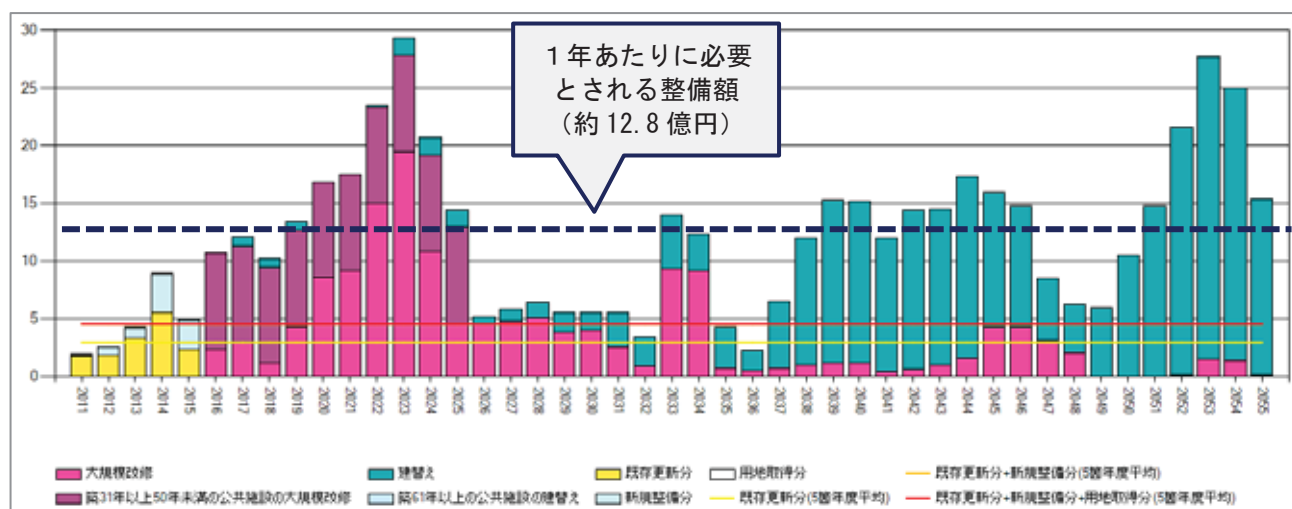
(1) 公共施設

今後本村が保有する公共施設の更新費用を推計すると、以下のグラフのようになっています。平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度の直近 5 年間に公共施設に投じた投資的経費の平均は新規整備分と既存更新分を含め、約 4.5 億円となっていました。今後 40 年間の更新費用総額は約 512.9 億円と試算されており、1 年あたりでは約 12.8 億円となっています。これは、直近 5 年間で投じた投資的経費の平均の約 2.8 倍となっており、このまま本村が現在保有している施設を維持し続けていく場合は、非常に大きな負担となることを示しています。

平成 35 (2023) 年度の頃には、大規模改修がピークとなり、平成 49 (2037) 年度からは、多くの施設で建て替えが必要になると見込まれています。負担を減らすためには、施設の更新時において施設の集約化、複合化、民間施設の活用などを行うことにより、施設総量の縮減と施設利用の効率性の向上を推進していく必要があります。

図表 15 公共施設にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 16 公共施設にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

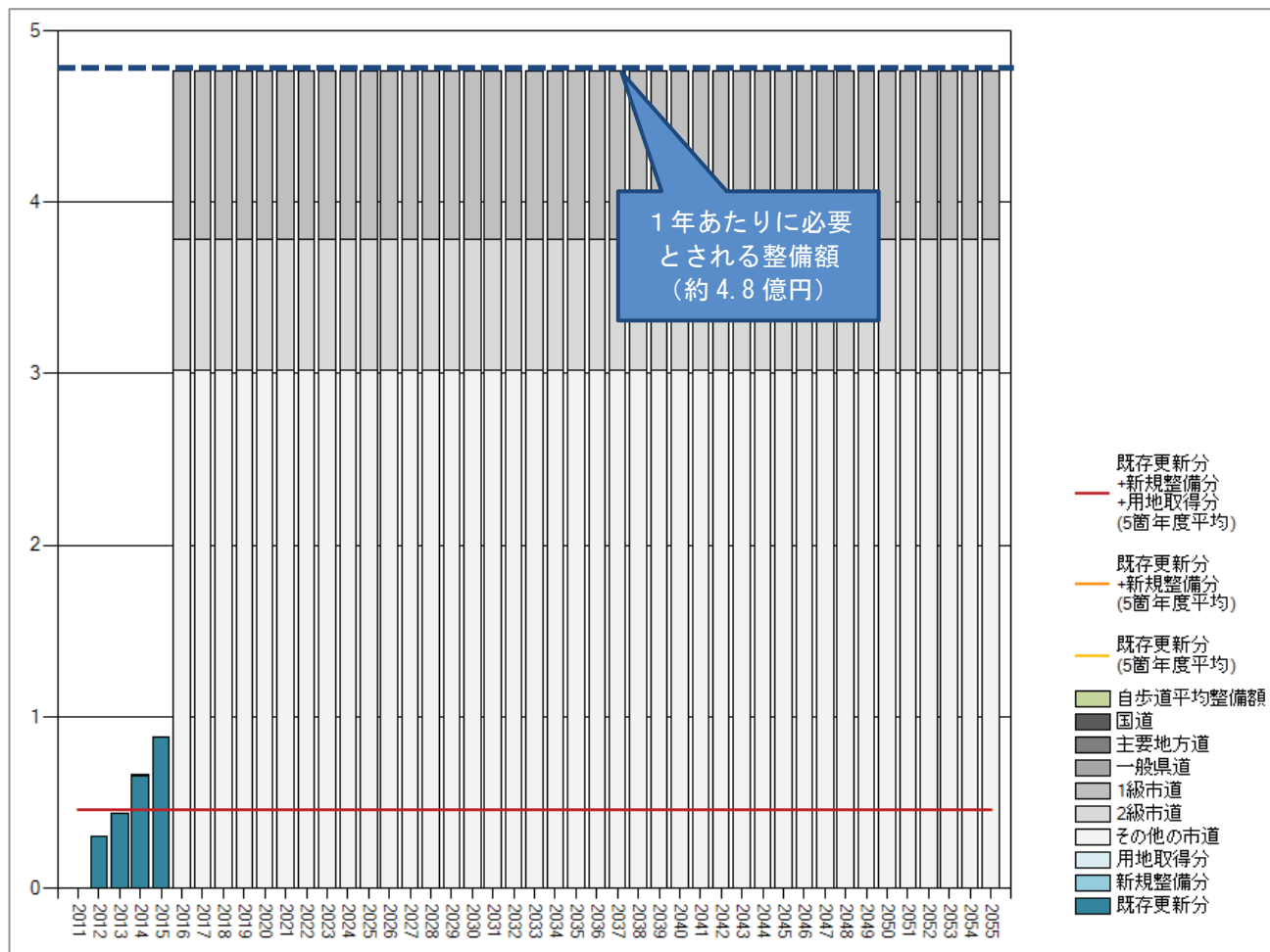
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 23 (2011) 年度	179,568	11,381	437	191,386
平成 24 (2012) 年度	186,008	69,541	0	255,549
平成 25 (2013) 年度	328,294	94,184	7,400	429,878
平成 26 (2014) 年度	556,137	339,216	1,100	896,453
平成 27 (2015) 年度	235,855	259,910	1,785	497,550
平均	297,172.4	154,846.4	2,144.4	454,163.2

(2) 道路・橋梁

今後道路の更新を行っていくにあたり、必要とされる更新費用は以下のグラフのとおりです。今後40年では約190.7億円、1年あたりで約4.8億円が必要とされており、直近の投資額の5年間の平均の約6.8倍となっています。

図表 17 道路にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 18 道路にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

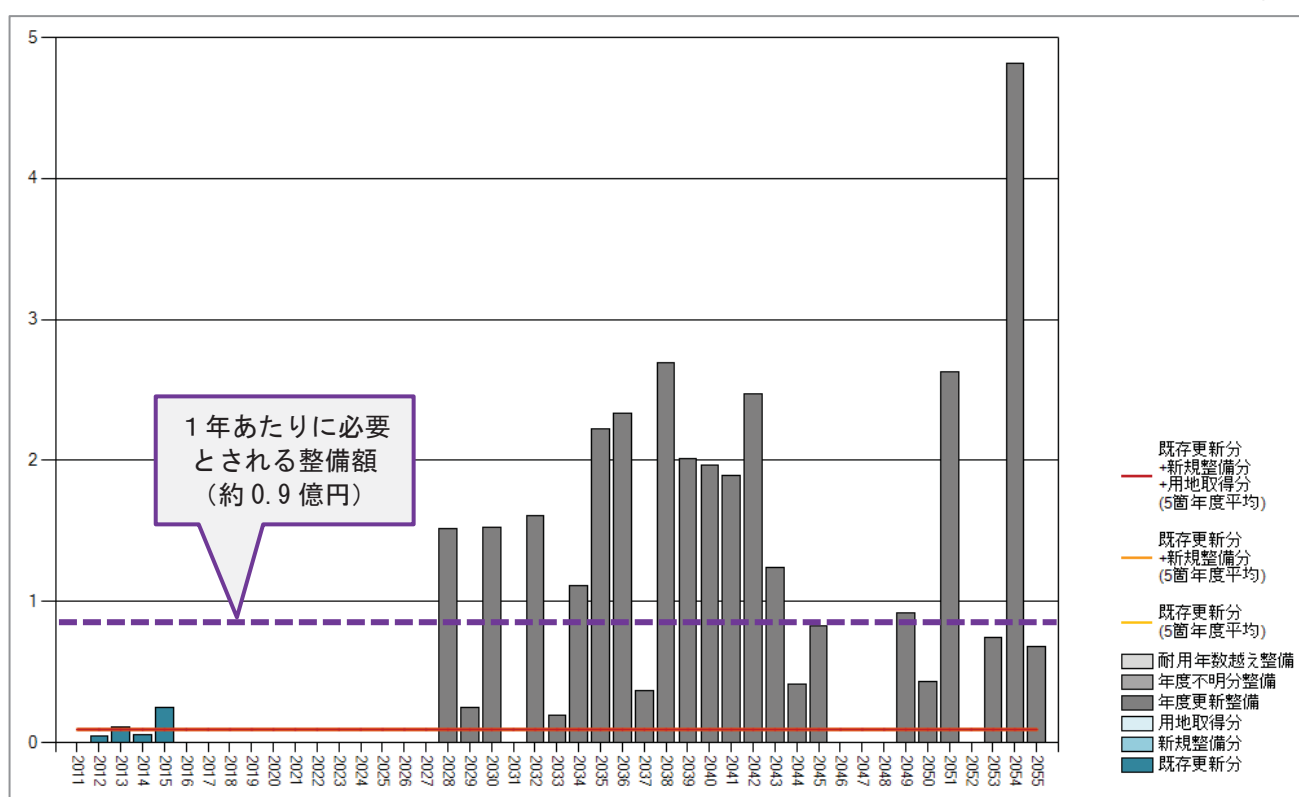
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 23 (2011) 年度	30,713	0	0	30,713
平成 24 (2012) 年度	43,908	0	0	43,908
平成 25 (2013) 年度	66,602	0	70	66,672
平成 26 (2014) 年度	88,190	0	0	88,190
平成 27 (2015) 年度	126,874	0	0	126,874
平均	71,257	0	14	71,271.0

また、橋梁にかかる更新費用は以下のグラフのとおりです。

既に耐用年数を超えている橋梁はなく、改良もすべての橋梁で既に実施されていることから、今後早急に対策を検討する必要はありませんが、橋梁の状況に応じて改修などを含めた対応を検討していく必要があります。今後の40年で必要とされる総整備額は約34.9億円、1年あたりでは約0.9億円となっていますが、直近5年間の整備額の平均は、930万円程度であり、今後は計画的な更新を行っていく必要があります。現在は橋梁の性能調査を実施しており、得られた調査結果を基に策定する新たな橋梁長寿命化計画に沿って修繕等を実施することとなります。

図表 19 橋梁にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 20 橋梁にかかる直近5年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 23 (2011) 年度	0	0	0	0
平成 24 (2012) 年度	4,683	0	0	4,683
平成 25 (2013) 年度	11,361	0	0	11,361
平成 26 (2014) 年度	5,994	0	0	5,994
平成 27 (2015) 年度	24,775	0	0	24,775
平均	9,362.6	0	0	9,362.6

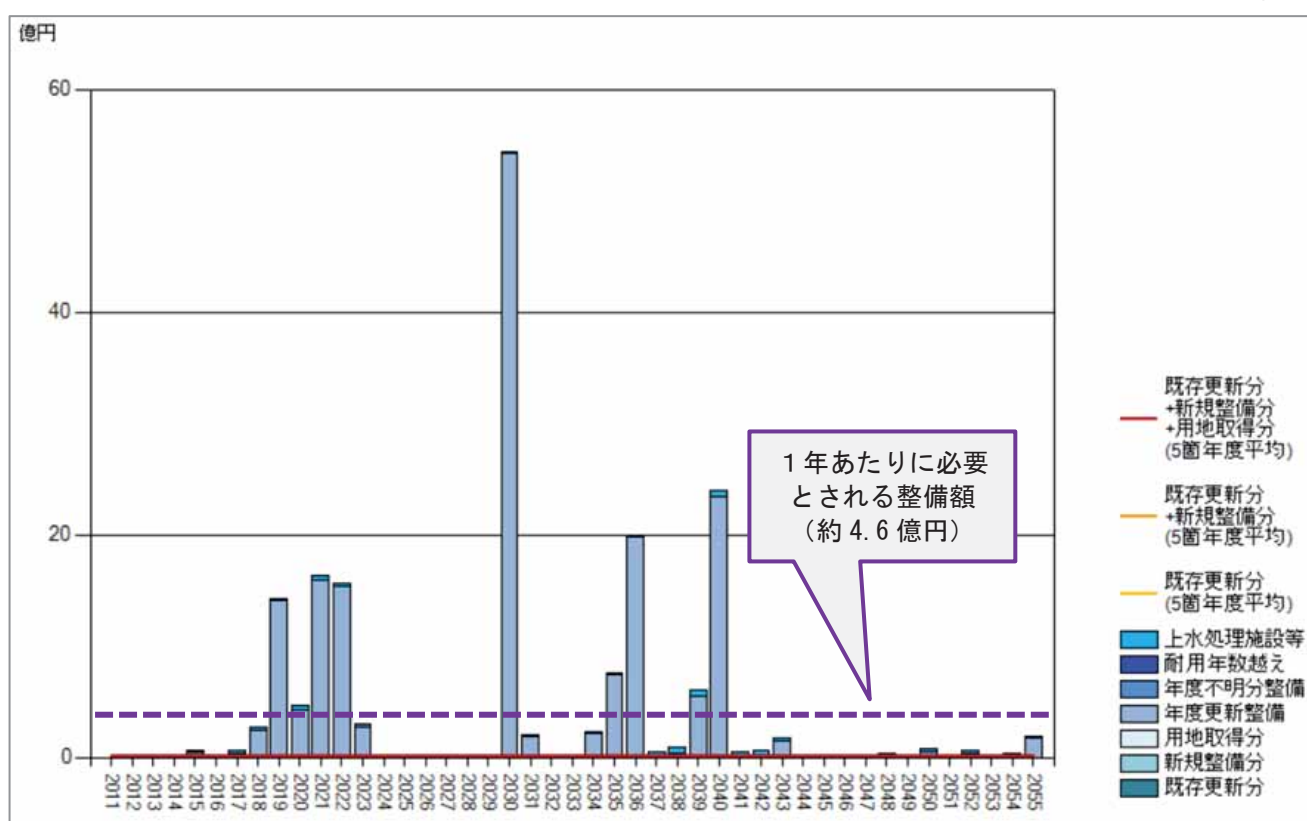
(3) 上水道・下水道

上水道にかかる更新費用については、以下のグラフのとおりです。

今後 40 年間で必要とされる整備額は約 184.9 億円にのぼります。1 年あたりに必要とされる整備額は約 4.6 億円となっていますが、直近 5 年間の整備額平均は 0.2 億円程度であったことから、耐震管への交換を含め、村民の居住地域に合わせた更新が必要となります。また、人口減少社会に対応できるよう、長期的な視点をもって更新、新規整備及び除却を進めていく必要があります。

図表 21 上水道にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 22 上水道にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 23 (2011) 年度	746	0	0	746
平成 24 (2012) 年度	9,565	940	0	10,505
平成 25 (2013) 年度	1,237	1,036	0	2,273
平成 26 (2014) 年度	6,955	4,499	0	11,454
平成 27 (2015) 年度	68,540	1,252	0	69,792
平均	17,408.6	1,545.4	0	18,954.0

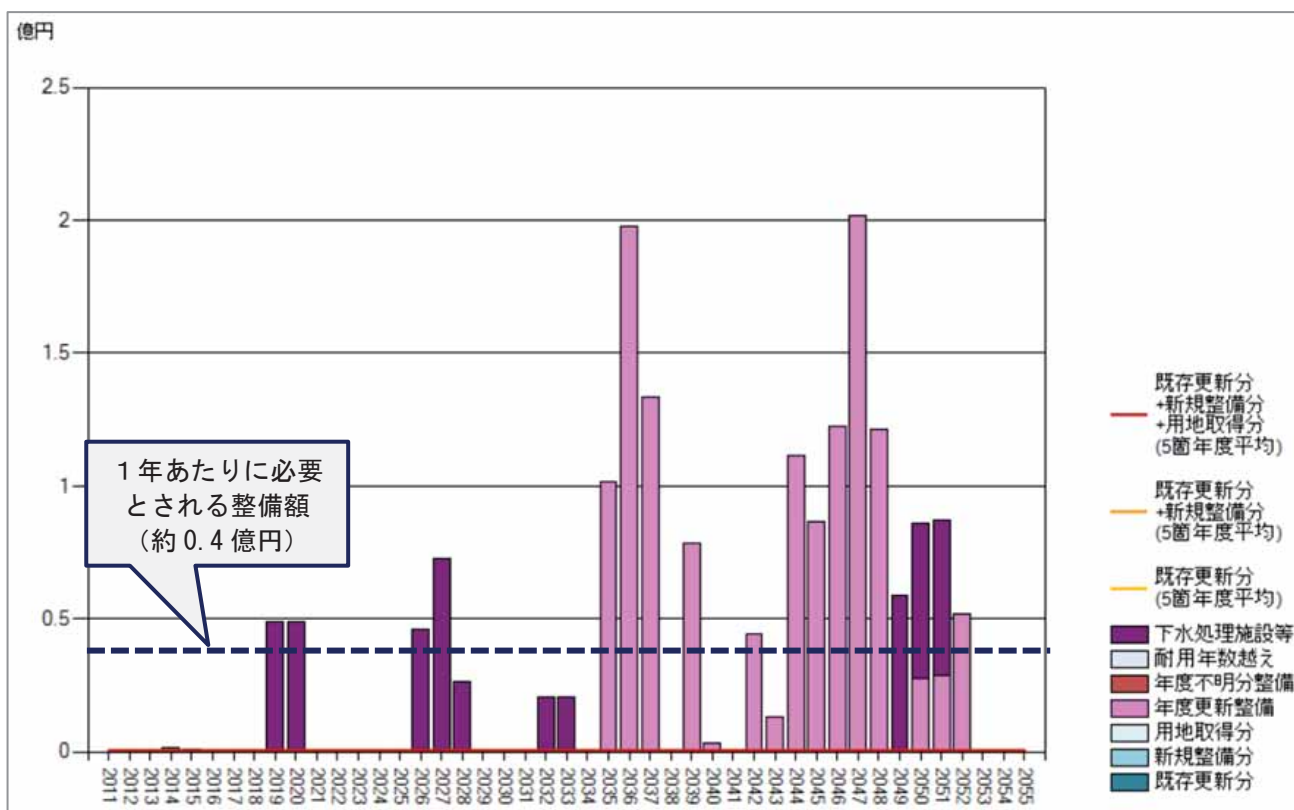
下水道にかかる更新費用は、以下のグラフのとおりです。

今後 40 年間で総額 18.1 億円にのぼります。1 年あたりで約 0.4 億円が必要であると推計されています。

下水道は上水道と比べ、近年急速に整備が進んだことから、早急な更新は必要ではありませんが、平成 31 (2019) 年以降は下水処理施設の改修などが必要になります。また、下水道管は平成 47 (2035) 年以降、一斉に更新が必要となることを見込まれており、支出の平準化が求められます。本村の下水道普及率は、現時点で 93.6% となっていますが、今後人口が減少することを考慮すると、今後は計画的かつ長期的視点をもって整備、除却を進めていく必要があります。

図表 23 下水道にかかる将来の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

図表 24 下水道にかかる直近 5 年間の投資的経費

単位：千円

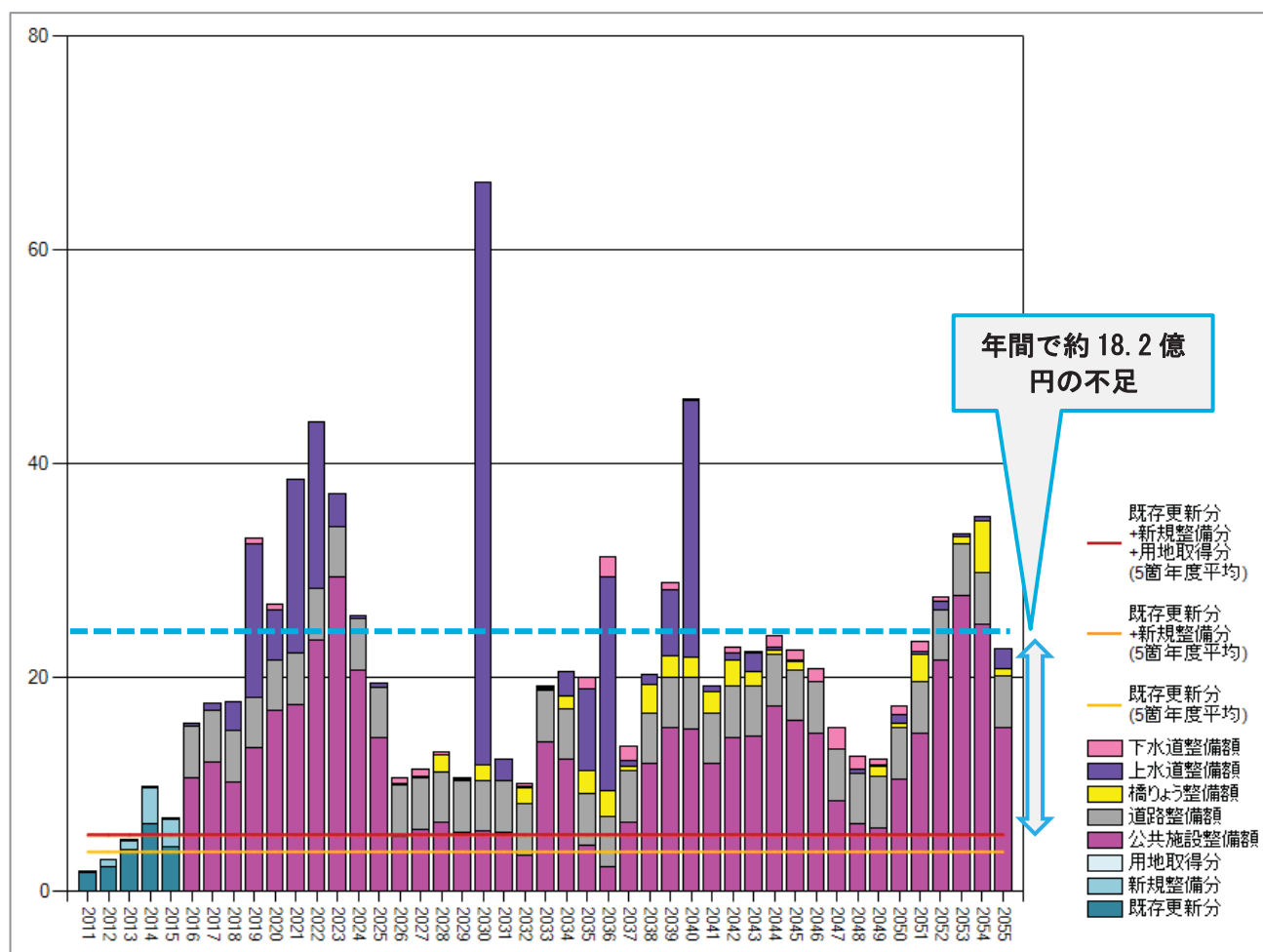
年度	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成 23 (2011) 年度	0	0	0	0
平成 24 (2012) 年度	0	0	0	0
平成 25 (2013) 年度	0	0	0	0
平成 26 (2014) 年度	0	1,792	0	1,792
平成 27 (2015) 年度	0	993	0	993
平均	0	557	0	557.0

4.3 すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト

今後 40 年間に本村が保有する公共施設、インフラ資産のすべてを維持し続けた場合の必要コストを総務省提供の資産ソフトにより試算したところ、40年間で約941.3億円、1年あたりの整備額は約23.5億円にのぼることがわかりました^{vi}。直近5年間でかけた投資的経費の平均は約5.3億円であったことを考慮すると、1年あたりでは、約4.4倍の費用が必要となります。

図表 25 すべての公共施設・インフラ資産を維持した場合の更新費用の推計

単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

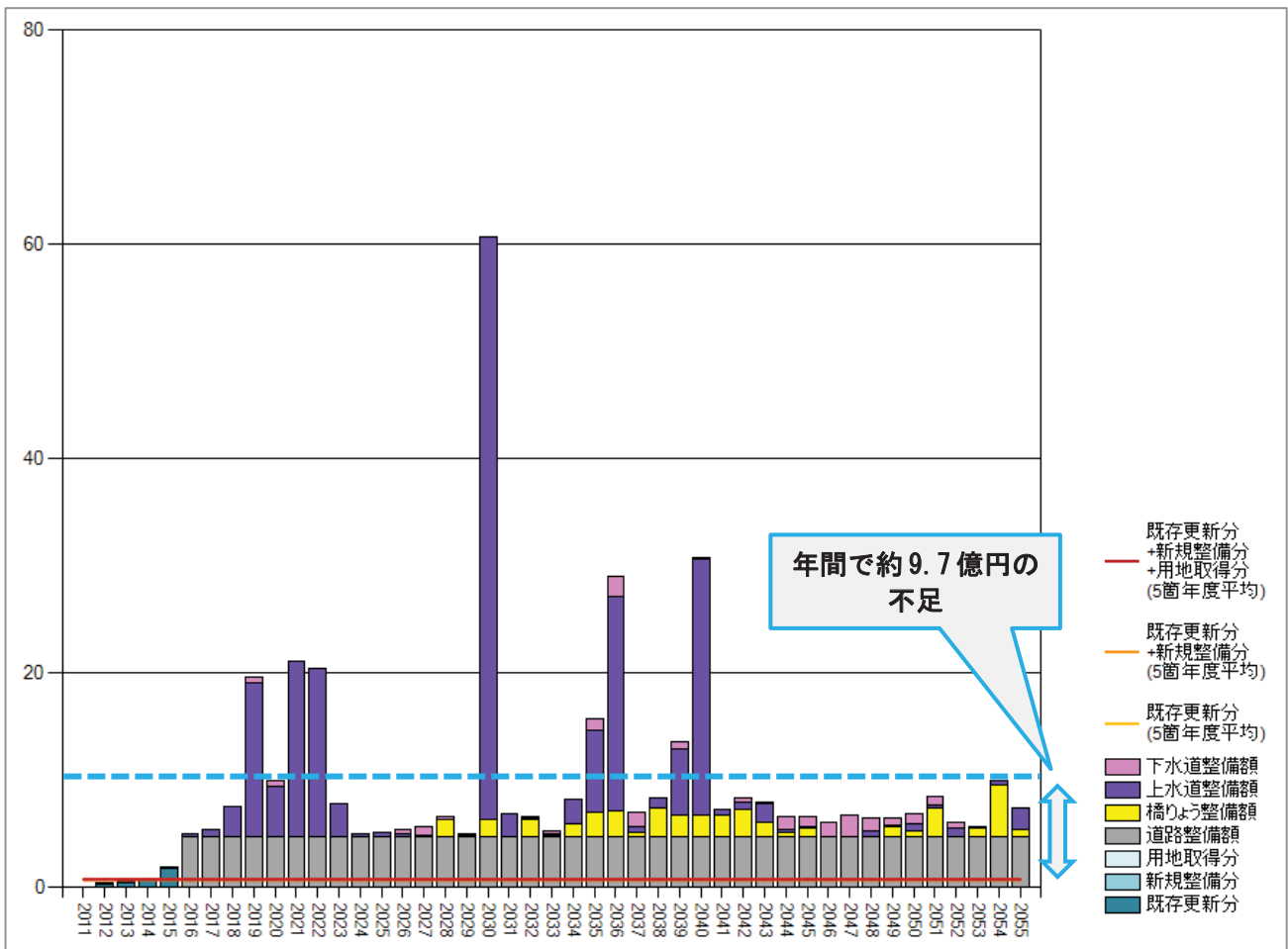
^{vi} 村民球場や山村広場、埋立処分場など、建物としての要件を満たさないものは推計からは除外されている。

インフラ資産に限って試算しても、今後 40 年間で必要な整備額は約 428.4 億円にのぼり、1 年あたりの整備額は約 10.7 億円となります。これは直近 5 年間の投資的経費の平均（約 1.0 億円）の 10 倍以上となっています。道路の更新整備にかかる費用だけでも平均額を超えており、今後すべてのインフラ資産を維持していくことは非常に困難であると予想されます。

また、本計画には含まれていない公共施設等を更新した場合や、新規に施設を整備した場合、将来的にかかるコストは更に増加します。

図表 26 すべてのインフラ資産を維持した場合の更新費用の推計

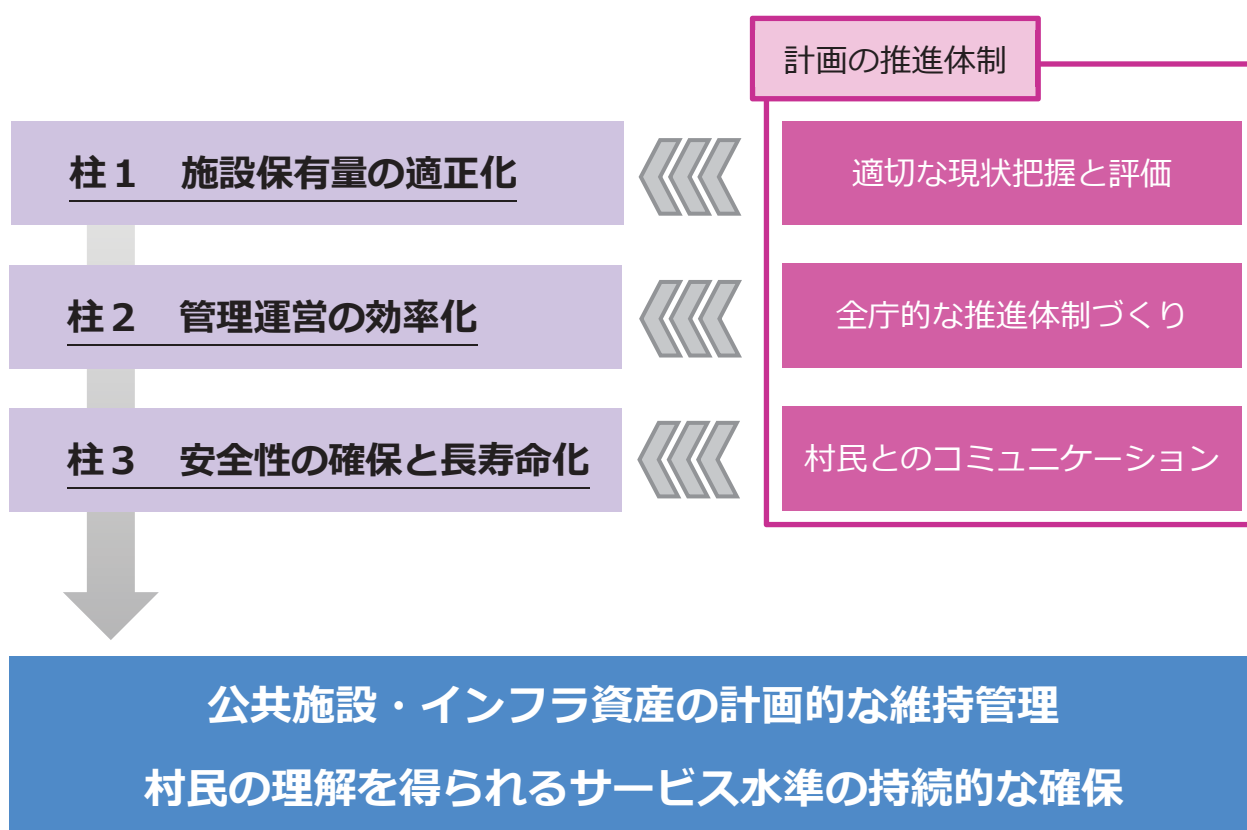
単位：億円



資料：公共施設等更新費用資産ソフト Ver. 2.10 より作成

5. 適正管理に関する基本的な考え方

本村の総人口の減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、村民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していくための管理等に関する基本的な考え方を設定します。設定にあたっては、以下の3つを柱とします。



5.1 公共施設等の適正管理のための3つの柱

(1) 施設保有量の適正化

多様化する村民のニーズに対応できるよう、公共施設・インフラ資産の保有総量の縮減を図ることで、将来的に必要となる更新費用や管理運営コストを削減し、本当に必要とされる施設を保有し続けていくことができる体制をつくっていく必要があります。そのための取り組みとして、以下の4点を掲げます。

①施設の縮小や統合、廃止の推進

本村における公共施設は、村民一人あたりの保有施設量から見ても非常に多くなっています。しかしながら、単純に全国平均に合わせて廃止するということは非常に困難であり、廃止するとしても入念な議論、調査が必要になります。特に、地域の利用が多い施設については、代替施設の確保なども検討しなくてはなりません。

必要な公共サービスの水準を維持しながらも、全体の保有量を削減していくためには、施設の更新時において施設の複合化を含めた統廃合の可能性を検討していきます。また、施設ごとに終期設定を行い、一定の利用期間を超過したものについては、利用状況などを調査し、今後のあり方について検討を行います。長期間にわたって管理が十分になされていない施設・建物については、周辺の安全確保にもつながることから、除却に向けた取り組みを行っていきます。

他にも、スペースに余剰がある施設は、更新時に縮小を図る、あるいは1つの施設に複数の機能を集約するなど、利用者数、利用頻度に合わせてより村民が利用しやすい施設へと転換していくことが考えられます。また、学校施設など、利用者が限られている施設についても、利用区域の再編、機能の複合化なども検討していかなくてはなりません。

②施設の新規整備の慎重な検討

今後40年間で必要となる公共施設やインフラ資産の将来更新費用の1年あたりの金額は約23.5億円となっているのに対し、直近の5年間における既存の公共施設やインフラ資産の更新などに充てられた金額は1年あたり約5.3億円にとどまっています。今後も人口減少が継続していくと予測されている以上、従来考え方では更新費用を確保することすら非常に困難といえます。新規の整備は可能な限り抑制し、既存の施設を有効に活用するよう努めます。各施設の改修計画においては施設の維持、長寿命化を基本として、長期的な視点をもって、財政的負担を軽減する取り組みに努めます。

また、新規整備を行う場合であっても、転用のしやすい構造とする、転用や統廃合の制約となるような取り決めは行わないなど、施設の整備後であってもその時の状況に合わせた柔軟な利活用が可能となるような整備を行っていくことも考慮する

よう努めます。

③民間施設や近隣自治体施設の活用

近年では、自治体が民間の事業者に施設の運営を委託するなど、自治体に依存しない公共サービスのあり方が模索されています。これまで、自治体が主体となって提供すべきとされてきたサービスでも、民間事業者への委託や、広域連携による施設の共用などにより、大幅なコストの削減を図ることが可能となっています。

本村でなくても民間事業者が十分なサービスを継続的に提供することができ、これによって行政コストの削減が可能となる施設やサービスについては、部分、全体を問わず、積極的な民間への委託を検討します。「公共サービスを提供するための施設は、本村で施設を所有、管理しなくてはならない」という思考の枠にとらわれることなく、民間で提供される代替サービスや近隣自治体に所在する施設の活用についても検討します。

また、近隣自治体施設の活用については、稚内市や浜頓別町をはじめとした近隣自治体における施設の配置状況を把握し、相互利用の可能性などについて模索に努めます。

④まちづくりの方向性を踏まえた検討

統廃合など施設保有量の適正化を進めるにあたっては、施設の地理的配置のあり方、まちづくりへの影響を考慮していく必要があります。

村内の各拠点・各地域に求められている機能が喪失しないよう、まちづくりに関する施策との連携を図りながら、施設の配置を検討します。また、施設配置の変更は、施設のアクセス、利用しやすさに影響するため、交通施策との連携も図っていかなくてはなりません。また、今後は地方創生にむけて、必要な整備は実施していく必要があります。必要な整備、更新を見定め、長期にわたって村の発展につながるような公共施設等の管理を行っていきます。

(2) 管理運営の効率化

公共施設の管理運営においては、建て替えや大規模改修の他にも光熱水費をはじめとする維持費など、多額のコストがかかります。したがって、保有し続ける施設については管理運営の効率化を図り、管理運営コストを削減していく必要があります。

また、保有施設の有効活用の観点から、管理運営方法を見直すことにより、村民のニーズをより満たしていける、より望ましい公共サービスが提供できるようにしていかななくてはなりません。特に、インフラ資産は総量の削減が非常に難しいことから、管理運営方法を見直すことで、長期的にかかるコストを削減していくことが重要となります。そのため、以下のような取り組みを進めていきます。

①経費の縮減

公共施設の管理運営コストの縮減を図る観点から、光熱水費や委託費などの縮減の余地がないか常に探っていく必要があります。維持管理業務の包括委託や、照明のLED化、スマートエネルギーの導入によるエネルギーコストの削減など、検討していく必要があります。また、借地の買い上げによる借地料の削減も有効な手段として検討していきます。

②収入の確保

適正な受益者負担について、検討、見直しをすることで、収入面の適正化を図ります。今後は税制等の社会情勢の変動に加え、人口減少に伴う利用者の減少が想定されることから、利用料等の見直しが必要です。また、保有している公共施設やインフラ資産の有効活用を図るため、利用度向上の余地があると考えられる施設は、より良い公共サービスの提供に努めることで更に利用度の向上を図り、適正な利用料の確保に努めます。

また、村での活用が見込めない、施設やインフラ資産については、売却や貸付による収入の確保を検討します。利用実態も判断しながら、可能な建物、資産については積極的に移管を検討します。

③PPP手法の活用

民間活力の活用により、安価で質の高い公共サービスの提供が期待できる施設については、指定管理者制度やPFI^{vii}など、PPP^{viii}の積極的な導入を検討します。既に指定管理者制度を利用している施設については、業務範囲の拡大など施設の管理及びその利用において質の向上につながる取り組みは積極的に行っていきます。

^{vii} Private Finance Initiative の略称。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方のこと。

^{viii} Public Private Partnership の略称。公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みを指す。

(3) 安全性の確保と長寿命化

公共施設等の老朽化は、時間とともに進行する、避けて通ることのできない問題です。老朽化に対処するため、安全性の確保を図るための適切なメンテナンスを適切なタイミングで行っていくことが必要になります。

そのため、以下に公共施設を安全に維持していくための2つの取り組みを掲げます。

① 継続的に点検、診断、メンテナンスを行っていくことのできる体制の整備

長期にわたって安全性が確保されるよう、必要な点検・診断を継続的に行うとともに、点検・診断結果に基づく適切なメンテナンスを行っていく体制を整える必要があります。施設の置かれる環境によって、建物、設置物の状況はそれぞれ異なると考えられるため、きめ細かな点検・診断に基づく保全を行っていきます。橋梁等のインフラ資産については、性能や設置年度などを十分に考慮しながら、利用にあたって支障がないように努めます。

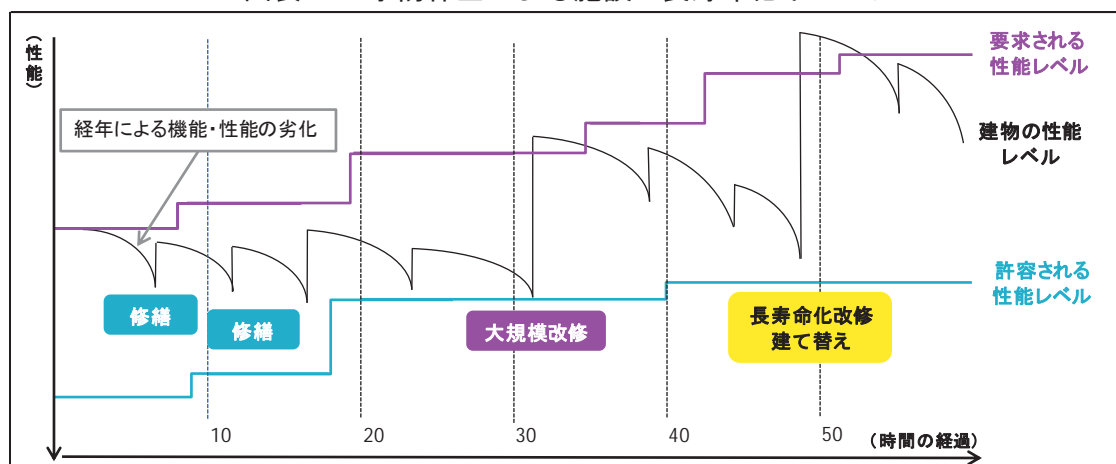
② 長寿命化の推進

修繕が必要な状態になってから事後的に修繕を行うのではなく、損傷が軽微である早期段階において予防保全的に修繕を行うことにより、施設を適切な状態に保つとともに、より長持ちさせることができます。また、長寿命化により施設の整備から更新までの期間を延伸することで、中長期的なコスト効率性の向上も図ることができます。

今後、多くの施設の更新時期が重なるため、費用負担が同時期に集中することが予想されていますが、長寿命化によって時間的な猶予をつくることで、費用負担の平準化が図りやすくなる効果が望めます。

本村においても、長寿命化によるメリットを生かし、財政的な負担を軽減させるよう努めます。

図表 27 予防保全による施設の長寿命化イメージ



5.2 総量の削減目標

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間の最終年度である平成 38（2026）年度における施設総量の削減目標を以下のように設定します。

現状の施設総量のうち、8.9%程度を削減

取り組み期間中においても、必要に応じて施設の新規増設が見込まれることから、当初は計画の推進が緩やかなものとなりますが、中後期には多くの公共施設が更新時期を迎えることとなります。この機会を利用して施設の除却や統合などを検討し、着実な計画の推進に努めます。

また、この目標はあくまで現時点で除却が予定される施設を積み上げて設定したものであることから、今後の社会・経済情勢の変化なども考慮しつつ、適宜見直しを行うものとしします。

5.3 計画の推進体制

今後、本計画を着実に推進していくための体制づくりとして、以下の3点を掲げます。

①適切な現状把握と評価

公共施設マネジメントにおいては、対象施設の適切な評価に基づいて推進していくことが必要です。このため、施設の更新や今後のあり方などを検討する場合は、施設利用度など当該施設について詳細な情報を把握し、データに基づく客観的な評価及び施設の性能診断を行うことで適切な評価を行うことができます。

施設の保全管理を効率的かつ効果的に行うためには、建物台帳及び土地台帳を活用した施設情報の一元化や公会計情報の活用などに取り組んでいくことが必要です。現在においては、古い水道管の敷設データが十分に取得できていないことから、GISを利用した基礎調査を行う必要があります。公共施設についても、防災やバリアフリーなど、施設の詳細な性能について調査し、データベースの作成に向けて取り組みます。また、公共施設、インフラ資産の改修、更新が行われた場合、速やかにデータに反映させるための仕組みづくりに努めます。施設等のランニングコスト調査も、公共施設等の管理においては重要です。

②全庁的な推進体制づくり

公共施設マネジメントは、政策、財政、財産管理、建築土木、都市計画、産業振興、村民との協働など、様々な側面からの検討が必要となる取り組みであることから、施設所管課をはじめ、各課の連携が求められます。更に、平成 27（2015）年度からは地方創生に向けた取り組みも行われており、セクションを超えた施策の展開が求められています。ハード面を支える公共施設等についても、全庁的な推進体制をもって情報の共有と認識の共有を図るとともに、個別の施設にかかる検討は関係部署間で連携しながら進めます。

③村民とのコミュニケーション

公共施設マネジメントは、村民に対する公共サービスのあり方に大きく影響を与える取り組みであり、村民の視点は不可欠です。

利用状況の継続的な把握や、村民のニーズの把握に努めるとともに、適時適切な情報提供や意見聴取などに努め、コミュニケーションを図りながら持続的かつ適切な公共サービスの提供を目指します。

また、村民だけではなく各種団体や企業も巻き込み、民間と行政が連携して施設を維持していくことができるような仕組みづくりに努めます。

6. おわりに

6.1 おわりに

本村においては、公共施設、インフラ資産の多くが高度経済成長期の急激な社会環境の変化に追随する形で建設が行われてきましたが、現在ではその多くで老朽化が進んでおり、改修や更新、除却などが必要となってきました。加えて、人口減少社会への突入という大きな社会構造の変化を迎えることとなり、現役世代の負担は今後も増大していくことが見込まれています。人口の減少に伴って、一人あたりの施設の維持費も増大していくことから、現役世代の負担を少しでも軽減させていく取り組みが必要です。利用が見込めない施設・建物は除却を進めていくことで、維持管理費を削減するとともに、施設・建物周辺の安全性を確保することができます。

限られた財源の中で、今ある施設をできるだけ長く使えるようにしていくこと、利用する人がより使いやすくなるようにしていくことが、これからの公共施設に求められる性能の1つとなります。また、社会・経済情勢の変化に適宜対応できるような設備、性能を持つ施設に転換し、今までの単独使用目的の建物から、複数使用目的の建物にしていかなくはなりません。「あればいい」という公共施設等のあり方から脱却し、「公共施設等を利用して何ができるか」という可能性を常に探っていくよう、努めていく必要があります。

本村に所在する、各公共施設、インフラ資産のあり方について、本計画の策定を契機として見直し、その性能をより発揮できるような環境づくりに努めます。